

The Kansai University Bulletin

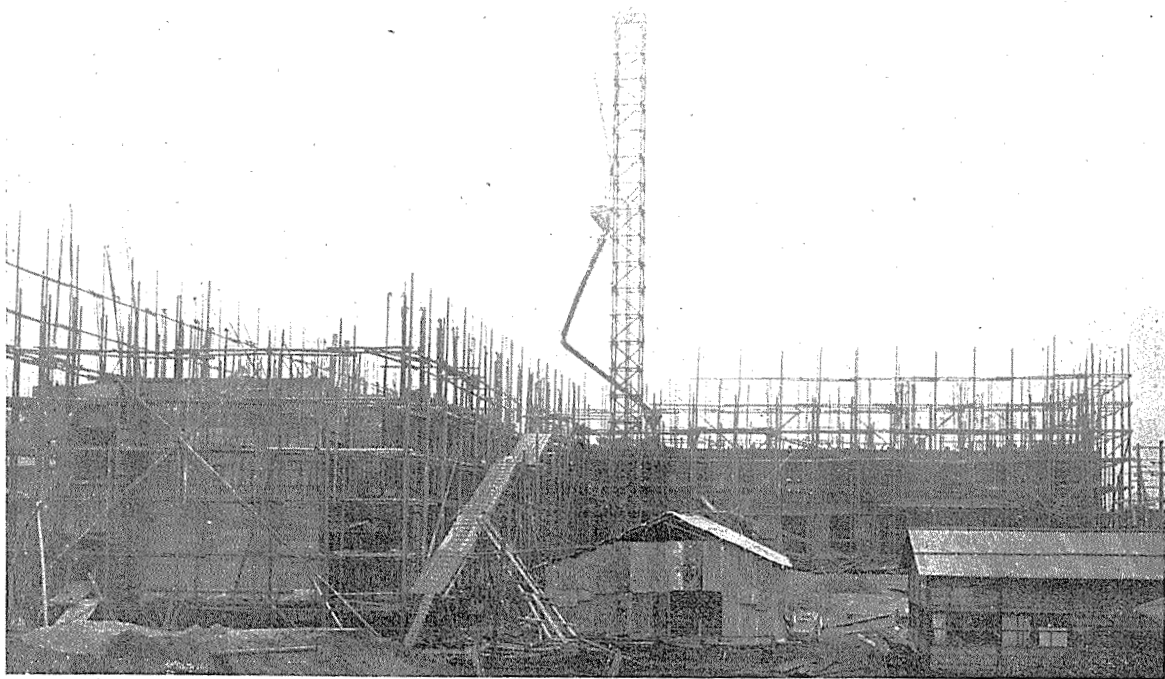
Osaka, May 15th, 1929 No. 69

報學山里子

行發日五十月五

號九十六第

年四和昭



金學部四專學木の申事工築建

阪 大

番九四〇一(堀佐土)
番三二一(田吹) 話電

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報

第六十九號

目次

- 挿繪——建築工事中の本學専門部學舎(表紙)——
- 本學研究室の一——校友會大阪支部春季懇親會記
- 念撮影——阿部野橋驛に於ける山岳部の一行——
- 明星嶽山麓より佛生嶽釋迦嶽を望む
- 入學式に際して——關西大學學長 仁保龜松
- 勞働法の基礎觀念(五)
- 關西大學教授 吉田 一枝
- 學内報——學部及大學豫科入學式舉行——辭令——
- 大學豫科學級主任決定——學部編入試驗施行——
- 追試験施行——専門部進級試験成績佳良者に賞牌
- 授與——仁保學長學外講演——松本泰治博士法制
- 審議會委員拜命——岩崎教授學外講演——教職員
- 動靜——御親閱其他に關する委員決定——協議員
- 松村敏夫氏の逝去——附屬第二商業學校彙報——
- 大學豫科入學試験問題
- 校友彙報
- 學生彙報
- 金融資本(二)——瀬戸健助
- 雜錄

入學式に際して

——入學式式辭摘録——

關西大學學長 仁保龜松
法學博士

本日恒例に依り入學式を舉行し、新入學生諸君竝に在學の學生生徒諸君に對し、聊か所懐を述べて本年度入學式の式辭に代へたいと思ひます。

この度入學せられた諸君は、學部に於いて三百三十一名、大學豫科に於いて四百五十名、現在の學生生徒を合しますと、學部七百五十六名、大學豫科九百四十六名、總計一千七百二名となり、斯く多數の學生諸君を迎へましたことは、本學にとつて寔に欣幸とする所でありまして、この機會に先般下し賜はりました教育に關する御沙汰書奉戴式を舉行致しますことは、機宜を得たものと心得る次第であります。元來この御沙汰書は教育の局に當るものに下し賜つたもので、教育の局に當ります我々が克く聖旨を奉體することに努力いたすべきは勿論であります。が、學生生徒諸君に於きましても克く御沙汰書の趣旨を體し、協心一致以て聖旨に添ひ奉ることに努力したいと考

へます。御沙汰書に「祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス」と仰せられましたのは、畏くも國家經營の大本を垂示し賜へるもので、教學とは知識學識のみならず人格修養の教訓、國家的社會的生活に關する教訓のすべてを包括する極めて廣い意味に拜察されるのであります。帝國大學令の第一條に「大學ハ國家ニ樞要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶國家思想ノ涵養ニ留意スルモノトス」と規定されて居り、本大學も亦この條文を承繼して學則第一條に「本大學ハ法律、政治、文學、經濟及商業ニ關スル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶國家思想ノ涵養ニ留意スルモノトス」と明定してあります。やうに、諸君は學術の研究と共に、人格の陶冶竝に國家思想の涵養といふ方面に留意さるべきは當然であります。が、この際特に新に入學された諸君に對し聊か思想問題について私の所感を申し述べたいと思ひます。

然の結果であり、吾人の精神生活に於ける向上發展の原動力をなすものであります。従つて思想なき人間は偶像に外ならず。人間としては常に思想の豊富なることを要します。然しながら吾人は思想には善惡正邪、合理不合理、適法不適法の差異あることに注意しなければなりません。善良にして正當、合理にして適法なる思想は、大いにこれを養成し努めてこれを攝取すべきは當然であり、これに反して不良不正不合理不適法なる思想は努めてこれを矯正し、忌避し、禁壓すべきであることは申すまでもありません。殊に革命、共產等の所謂危險思想はこれを忌避すべきのみならず、これを禁壓すべきであることは敢て贅言を要しない所であります。更に注意を促したいことは、今度治安維持法改正の結果、此等危險思想に加ふるに極刑即ち死刑を以てせられたことあります。この事は學理上には種々の議論があり、又一時物議を起したのであります。が、それは斯くの如き重大の事項を緊急勅令を以て發布したといふ法の形式上の問題について物議を醸したただけであつて、法の内

容については別に異議がなかつたのであります。即ち第五十六議會に於きまして、上下兩院共に速に事後承諾を與へて居ります所を以てみますと、一般の輿論も亦大体に於いてかかる嚴刑の必要を認たものと申さねばなりません。近來學生にして往々此等危險思想に近接し、進んでこれを懷抱せんとするが如き傾向のありますことは、寔に痛嘆すべきところであつて過般學生生徒の身を以て所謂ブラック・リストに載り更に法網に觸れる人を多數出すが如き不祥事のありましたことは寔に慨嘆に堪へぬところであります。申すまでもなく學校は思想を善導し、矯正すべき場所でありますから、あくまでも危險思想を懐くが如き分子は、法の命ずる所に従つて不本意ながら學校としても相當の處置を執ることを敢へてせねばなりません。學校に學ぶものにして公益公安を害するが如き言行を敢へてすることは、學校教育の本旨から見まして誠に忌むべきであります。近來の通弊として、利害得失をよく了解することなく、附和雷同する風の多きは悲しむべきことで、これは他よりの誘惑に陥り易いか、又は自己の不平不満からか、若くは單純の好奇心に驅られてか

或は卑むべき利己心からか、その原因が何れにあるとしても、延いては自己の一身を誤るに至ること多いのであります。殊に父兄達から自己の子弟の思想傾向を心配さるる餘り、よく問ひ合せの手紙が参りまするが、子弟を思ふ

教育ニ關スル御沙汰書

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ務メヨ

となります。諸君はどうかこの事に心して公益公安を害する所謂危險思想に對しては特に慎重の態度を執られ、輕々しくその誘惑に陥つたり附和雷同するが如きことのないやう切望致します。次に學術の研究に關しまして、新に大學に入られたる諸君、竝に大學豫科に入學されたる諸君に對して一言の注意を述べて置きたいと思ひます。大學學部に入られたる諸君の中には、大學豫科を修了して學部に進まれた方と、專門部を卒業して學部に入られた方との二種あることになりま

堪へることが出来ません。私が京都大學の法科大學長をしてゐました頃の調査によりますと、百人の中七十人は何かの科目にて不合格であるといふ状態でありました。これは主として高等學校時代に餘りに頭腦が暗誦的機械的になつてゐるため、大學に入つてから批判的に頭腦が働かない結果でなからうかと思ひます。現在豫科に於いても、この弊に陥つてゐる諸君が多數あらうと思はれますから、今度學部へ進まれるに際し、暗誦的機械的な頭腦を活動的批判的な頭腦に改造することに注意していただきたい。

父兄方の御心中を察し、私共教育の局に當ります者は一層苦心する次第であります。若し諸君が不幸にして危險思想の渦中に陥ることありとせば、私共は實に父兄方に對して申譯がないのみか、學校經營上一段の苦痛を増すこと

あることで、それは私が嘗つて第三高等學校で法學通論の科目を擔當してゐた經驗によつて痛感する所であります。然しながら大學に於いては活動的批判的な頭腦を要しますから、かかる暗誦的機械的な頭腦では到底その研究に

又專門部から學部に入られたる諸君に對し一言しなければならぬ事は、是亦專門部の通弊としてその研究が速成的通覽的であります。然るに學部に於いては苟も大學學部である以上その研究は推究的根本的でなければなりません。其處が專門部と學部との相違する所でありますから、從來の研究態度を改めて行くやう注意を願ひたい。次に新に學部に入られたる諸君に限らず、二三年在學の學生諸君に對しても亦申し述べて置きたいことは、所謂就職難の問題であります。大學は元來研

究修養の場所であつて、就職準備所ではない。然しながら卒業後直ちに就職の必要に迫られてゐるもの、即ちさういふ事情に制せられてゐる人々は、特に在學中その覺悟を必要とします。現在に於いても既にさうであります。今後は一層實力競争の時代であります。従つて策略若くは情實の如きは、追々その力を失ふものご考へねばなりません。然らば實力なるものは何によつて養成され得るか。即ちその成分は何であらうかを考へてみますと、大体次の三つであらうと思ひます。第一は健全なる身體、第二には優秀なる學力、第三には高尚なる人格であります。近年に至りまして第三の人格が非常にやましく云はれるやうになつて來ました。例へば實業界に於いても、人を用するに際しては先づ人格の試験を第一要件として居ります。それ故に就職についても、其時に至つて急に就職難を訴へられても致し方がない。學部學生諸君も豫めこのことに意を留め、豫めその覺悟をして置かれたならば就職難何ぞ怖るるに足らんやであります。更に豫科に入學せられた諸君にも一言

申し述べて置きたいことは、諸君の時代は血氣旺盛の時代であり、又同時に腦力も非常に發達する時代であります。然し曩に申しましたやうに、豫科に於いては暗誦的機械的に陥り易い教科の多くを含んで居ります。これは今日我國學制上已むを得ない所てはありますが、それがために發達せんとする頭腦の阻害されるやうなことがないとも限りません。けれどもこれは各自の心掛如何によつてそれらの弊を除去することが出來ます。例へば歴史を學ぶにしても、これを暗誦的機械的に記憶することより更に一歩進んで、歴史哲學の考へを以てすべきであります。其他の科目でも詮索する、推究することいふ態度によつて、暗誦的機械的な弊を除くことが出來るだらうと思ひます。こは云へ大學豫科なる階程は、大學に於ける専門科目を修める準備時代であるといふことを忘れてはなりません。今日豫科に於ける一つの弊として一足跳びに専門的な方面に入りたがる風のあることあります。例へば直ちに思想問題の領域に入つたりすることは、大學準備時代たるの本分を忘れたものご云はねばなりません。又豫科の諸君は血氣に任せて自由と隨意を混

同するが如きことが往々にしてありますが、かかることは秩序を亂すことであり、校規を紊亂することともなりませうから充分注意を願ひたいと思ひます。昨年の入學式の際にも申し述べたことではあります。母校たる本學と諸君との關係は明に母子の關係であり、その關係に教職員も諸君に對するに愛情を以てし、諸君も亦愛情を以て教職員に對し、相互密接に結合すべきは當然であります。さればさて温情に馴れて却つて禮儀を失ふこといふが如きことは面白くないことと思ひます。今日の我國は社會の上下を問はず、どうも風紀の緊張を缺いてゐるやうに思はれます。禮儀則は正義則と相竝んで社會則の主なるものであります。禮儀則を忘れる結果は法律に訴へねばなりません。法は未である。法に俟つべきやうなことがあればどうして楽しい共同生活が營まれます。社會共同生活には、正義と共に禮儀が行はれてこそはじめて融和されるのであります。今日の社會に於いて風紀の緊張を缺くのは最も必要な社會則たる禮儀則を忘れるからであります。然しながら諸君は小學、中學に於いても恐らく禮の教育を受けてゐないだらうと考へます。小學中學で教へる禮儀なるものは形式上

に止まり、決して禮の眞意を教へるものご云はれませぬ。禮ハ敬也、心ノ慎也。即ち心の慎みの自然に表はれたものが禮であります。けれども禮は他から強制すべきものではなく、自ら進んで行ふべきものであります。これが修養は諸君の反省、自覺、自修に俟たなければなりません。禮は心の慎みであるといふならば、自ら心の慎みを忘れることは即ち自らを侮ることもなりませぬ。従つて又社會がその人を侮るのは當然でありませう。それ故に禮を修むることは自己の人格を全うするものであり、又その價値を擁護する所以であると思ふことが出來ます。尙禮のこと、正義のことは、私自身専門の研究に屬し、正義が立法の大原則たることは言ふを俟たない所であると共に禮も亦立法の一原則であり、禮治主義が立法の一精神であること云ふことについては多少申し述べたいことがありますが、これは他日の機會に譲ります。終りに重ねて、先程奉讀いたしました教育に關する御沙汰書の聖旨を奉體し教職員一同竝に學生生徒諸子相擧つて本學の隆盛に努力せられんことを切望いたします。

労働法の基礎観念 (五)

關西大學教授 吉田 一枝

法律上労働力を権利として保護し承認すべきものなることを主張したものは、奥國のアントンメンガー (Anton Menger 1841-1904) 氏である。メンガー氏の功績の一つは從來の法律が財産とその取引關係に付ては十分に保護を加へてゐるにも不拘、生きんがためには飽く迄も働いて食はねばならない。労働者被傭者の唯一の生活資料たる労働力 (die arbeitskraft) —— 單なる商品と異なる人格と離るべからざる労働力を法律上に於て財産 —— 所有權と等しく保護し承認すべきものなることを力説した點である。

メンガー氏の著「民法と無産者階級」 (das bürgerliche Recht und die Besitzlosen Volkssklassen. 1890年第一版) —— この書思想は實に第拾九世紀の労働立法の中樞中心をなすものであつて、各國の労働黨社會黨を動かし以てその政綱の一たらしめ歐洲大戦後新興諸國の憲法は労働力は財産 —— 所有權と等しく法律上の保護を受くべきものであると云ふことを明記せしむるに到らしめたものである。例へば「労働力は國の特別の保護を享く、國は統一的の労働法を定む」とは、獨逸憲法百五十七條の規定するところであり「労働は共和國内に於ける富の主要なる資源なれば常に特別の保護を享く」とはポーランド憲法百二條一項の規定するところである。

労働權的思想に付てはこの外獨逸のマルロ (Karl Maro)、ナウエルク (Nauwerk)、ルードウ井ツロシモン (Ludwig Simon)、フランク

ツステツフェル (Franz Stöpel)、フランクヒツチエ (Franz Hitze)、オットーハーン (Otto Hahn) 氏、佛國のサンシモン (Saint Simon)、エミールトーマ (Emil Thomas)、ルイブロン (Louis Blanc)、フルードン (Proudhon)、マテア (Mathieu) 氏等が論じてゐる。ルイブロン氏は労働權を以て生存權の傍系なりとし人はみなこの世に生を享くと同時に、造物主より平等に與へられたものであると云ふてゐる。

前述せる如く労働權 (Right to work, Recht auf arbeit, droit au travail) は労働意思と労働能力とを有しながら労働の機會を有せざるもの、又は労働の機會を失ひたるものが國家その他の公共團體に對し労働の機會の供與を求むることを得べき公法上の社會權であり經濟權である。故に労働權は市民に労働を見出す權限 (die Befugnis arbeit zu finden) を供與するものであるから、労働を採す權限 (die Befugnis arbeit zu suchen) と區別すべく、又恩惠的慈善的な救助權 (das Recht aufmerstützung) と區別すべく、労働の自由 (arbeitsfreiheit) を保障する憲法上の基本權である。労働自由權 (Recht zur arbeit) と區別すべく、更に又獨逸労働契約法草案六十四條の「被傭者が労働することによりて特別の利益を受くべきときは雇主は之に關する特約なきときと雖も、之をして適當に労働せしむる義務を負ふ」即ち被傭者よりすれば「労働をなす權利」 (Recht auf Beschäftigung) と區別すべきものもあることは云ふ迄もない。

國家が實際に憲法及法律上の制度として労働權を承認した實例は、少くとも國にしたら四

ヶ國、憲法及法律にしたら八つある。その一は一八四八年二月廿五日のフランス革命の宣言。その二は一九一八年ロシア社會主義聯邦ソビエツト共和國の舊労働法、及一九二二年十一月の新労働法并に一九一八年七月のロシア社會主義ソビエツト共和國憲法及一九二五年五月の改正憲法。その三は一九一九年七月十七日のフィンランド憲法六條二項。その四は一九一七年三月廿二日の獨逸社會化法一條及一九一九年八月十一日の獨逸憲法百六十三條二項のそれである。

今その第一例である一八四八年二月廿五日フランス革命宣言、即ち労働階級のために最初に労働權を承認した宣言文は左の如きものである。

假政府が凡ての市民に労働を供與することを約する宣言
パリー一八四八年二月廿五日
フランス共和國
フランス共和國の假政府は労働によつて労働者の生存を保障することを約す
假政府は凡ての市民に労働を保障することを約す
假政府は労働者が彼等の労働の適法なる便益を享有するため彼等の間に組合を組織すべきことを承認す
假政府はその屬する労働者に王室費より百萬フランを支給す

フランスに於ては労働權を實施するため一八

四八年二月廿六日假政府の勅令は國民労働場 (Ateliers nationaux) の設立を命じ、この命令は一八四八年二月廿七日の勅令によりフランスの植民地にも擴張せられたのである。然し實際に國民労働場が設立されたのはパリー市及其の附近にだけであつたのである。パリー國民労働場管理者エミールトーマ (Emil Thomas) 氏がこの工場施設の歴史を書いてゐるが、それによると國民労働場の設立は經濟事情の實況を無視したもので、眞面目な試みではなく氏は會て國民労働場に收容した労働者に職を供與するに十分なる労働を政府から與へられたことなく、且つ全體の設備は政府の眼には唯だ似而非實驗的理想的な社會主義的理論の沒理を示す目的をのみ有してをつた様なものであると云ふてゐる (Emil Thomas: Histoire des ateliers nationaux 1848年)

労働權實施の試みはフランスに於ては一八四八年六月戦争によつて社會主義者の全敗を以て失敗に歸し、爾後ながく労働權の制度上の實現はその跡を絶つことになつたのである。然しながら労働供給の義務を國家が事實上に於て施行すべしと云ふ様な要求はその後常に各國の社會黨労働黨によつて主張され力説されましたが、遂にロシア及獨逸の革命によつて再び經濟的基本權の宣言によつて労働權の承認を見るに至つたのである。その第二の例である一九一八年ロシア社會主義聯邦ソビエツト共和國舊労働法二章十條は労働能力ある凡ての市民は各自専門の業務に従事しその業務に對して定められた賃金を享くるの權利を有す。十一條には労働權は強制労働に従事するもの先づ之を有す。十二條

には強制労働より除外せられたるものにして労働権を有するもの（五十才を越ゆる凡てのもの）、十三條には絶対に労働権を有せざるもの（十六才以下のもの）、傷病のため労働不能となれるもの（及一時労働権を有せざるもの）（傷病のため一時労働不能となりその回復に相當の期間を要するもの、分娩前八週間及分娩後八週間の期間にある婦人）、十四條には凡ての婦人及十八才以下の幼年男工の夜間及労働條件の過激又は危険なる種類の業務の禁止に關するものを規定し尙ほ三章には労働分配の方法、四章には見習期間を定め、五章には賃金労働者の移轉及解雇を規定してゐる。

斯の如く労働○シアの舊労働法は労働権の承認に就ては周到なる規定を設け失業防止につき違算ならんことを期したのである。然るに革命により廢類その極に達した産業の回復を計るために新經濟政策の採用により舊労働法は之を廢止せざるを得ざるに至り、一九二二年十一月九日に新労働法が實施されたのである。之は無産階級國家下に於て容認さるべき労働條件の最任限度を示したものであると云はれてゐる。

○シア新労働法二章五條には○シア社會主義聯邦ソビエト共和國の市民は……労働部の機關を通じて任意雇傭手續により勞力を提供するものとす。即ち二章には雇傭及労働の提供、三章には労働義務、四章には労働協約、五章には労働契約、六章には内部管理規則、七章には生産高の標準、八章には労働に對する報酬、九章には保障及報償、十章には労働時間、十一章には祭日及休日、十二章には徒弟、十三章には婦人及未成年者の労働、十四章には

労働の保護、十五章には労働組合とその機關、十六章には労働争議調停機關と労働法違反に對する審判機關、十七章には社會保險を規定してゐる。

今○シアの舊労働法と新労働法とを對比するに、人民はみな労働の義務あること、従つて又労働を要求する權利あることを承認してゐることは、新舊労働法は同様であるが唯だ新労働法に於ては労働の給付は資本主義の經濟組織下に於けると等しく、任意の提供を原則とし國家は之が仲介調整の方面に力を致すと云ふこともその特色とするのである。故に新労働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んど大差がないと云ふてもよからうと思ふ。(Freund, das Arbeitsgesetzbuch Sowjetrusslands)

次に○シアの一九一八年の舊憲法と一九二五年の改正憲法とを對比するに、その趣旨根本精神に於ては變更を見ないのであるが、今その一二の主要なる點を擧ぐるならば舊憲法一條は○シアの國體は労働者兵士及農民の各代表委員よりなるソビエト（代表委員會）共和國なることを宣言してゐるが、改正憲法二條には○シア共和國は民族ソビエト共和國の聯邦の基礎の上に建設せられた労働者及農民の社會主義國家なりと宣明してゐる。

（註）○シアは一九二二年十二月より聯邦組織となつたのである。茲に舊憲法とはレーニン氏によつて書かれた憲法のことである。レーニン氏は一九一八年にソビエト憲法を批判して「ソビエト憲法はその最初から何等の草案にも據らず、内閣の中で編成されたものでもなく、又ブルジョア出身の法律家が労働

者と結托したものでない。否なこの憲法は階級對立の成熟に應じ階級闘争の發展過程の中から生れ出たものである」と云つた所謂○シア革命後に最初に出來た憲法を云ふのである。

次に舊憲法九條は憲法の基礎問題を社會主義の實現のための無産階級及極貧農民の獨裁政治の樹立と云ふことにあつたが、改正憲法一條には共產主義の實現のプロレタリアの獨裁政治の保障と云ふ事を目的としてゐる。又舊憲法中にはその條文のところどころに労働階級なる文字があつたが改正憲法には勤勞階級なる文字に置き換へられてゐる。又舊憲法には規定のなかつた全露中央執行委員會常任委員會（註）全露中央執行委員會の會議閉會期中に○シア社會主義聯邦ソビエト共和國の最高立法行政及監督機關であつて、全露中央執行會によつて選出されたもの」のこ

とを新憲法廿七條に規定し、又舊憲法には規定せざりし人民委員會に關する原則的規定を新憲法卅二條より卅六條に規定してゐる。又憲法には自治ソビエト共和國の組織を整理したもののはなかつたが、改正憲法にはその國家的活動及國家權力の實體に關する規定を四十四條より四十八條に亘り規定してゐる。次に選舉法に就ては、改正憲法と舊憲法に比し著しく選舉權を擴張してゐる。尙ほ労働權に關しては舊憲法十八條には○シア社會主義聯邦ソビエト共和國は労働を以て共和國全公

民の義務と定め、その標語として「働かざるものは食ふべからざる標語を宣明す」とあつたが、改正憲法九條には○シア社會主義聯邦ソビエト共和國は労働を以て總ての共和

國公民の義務と認むと改め以て文學的な文字を法律的な文字に表現したのである。

最近の社會主義理論は「社會主義で主張する労働權は資本主義制度の下に於ては不可能であつて、それは共產的共和國の下に於てのみ可能である」と云ひ、又「近代の社會主義者は現下の社會に於ける代表者乃至政府としてこの權利を主張することを廢め、社會主義國家の時期が到來し賃金制度が廢止せらるるまで待つのである」(Rapports dictionary of socialism)と云ふてゐる。然し○シアに於てはマルクス氏等が主張し力説した凡ての學説は殆んど悉く容認せられ實施せられたが労働權はやはり資本主義國家に於けると等しく、未だ現實的な權利 (subjektives Recht) として確保されないで、労働争議は隨所に起り失業者は道に横はつてゐる現狀である。

（註）労働争議——同盟罷業は今日の産業組織を前提として即ち資本主義經濟組織の下に於て行はるる社會現象であつて資本主義經濟組織を合理化せんと努むる限り、相對的現象として、同盟罷業は有産者の所有權に對し之と同一なる基礎の下に立脚する、無産者の權利として認せらるべきものではないでしょう。同盟罷業資本主義經濟組織の下に於てのみ行はるる社會現象であつて、社會主義の經濟組織は原則として、社會構成の各員はみな労働をなす義務を負担するものであるから、資本家階級の存在しないところの社會主義の經濟組織の下に於ては同盟罷業は少くとも今日認せらるる様な理由の根據を失ふ許りでなく、反つてその場合には義務の違反となるものである。例へば資本の私有を禁止大部分

の産業が國有化せられ、労働條件は一般に労働者自身の統制下にあり、従つて賃金制度を全廢した一九一七年から新經濟政策の實施に到る一九二二年迄の勞農○シアに於ては、同盟罷業を行ふことは是認されなかつたのである。而してある程度の資本主義を加味して新經濟政策實施後の○シアに於ては、労働争議は隨所に起る様になつて來たのである。我國に於ては治安警察法第十七條が廢止せられ労働争議調停法の實施せられた今日、之は實質上は労働争議の手段、換言すれば從來同盟罷業その他非常手段をとかく違法不當視する原則的傾向が撤廢せられ、新に争議自由の原則が是認確立せられたことを意味するものである。而して今や勞資の問題は全く平等對等なる關係に於て労働力の自由なる賣買取引關係となつたのである。

労働權は後述すべき生存權と等しく法的承認保障は人間として望まじき限りであり、又情義上にも斯くあるべきであるが實際上國家として之を公法上の權利として容認し確保すると云ふことは蓋し難事中的難事であらうと思ふ。

その第三の例は一九一九年七月十七日のフィンランド憲法である。即ちその第六條第二項には人民の労働權は國家の特別法の保護を享くるものとす。

その第四の例は獨逸の労働立法である。一九一九年三月廿三日に公布せられた社會化法(Sozialisierungsgesetz)は實に獨逸社會民主黨

の労働政策の大原則を定めたものである。其の第一條に「總ての獨逸人民はその個人的自由を妨げられざる限り、公共の福利の要求する所により、その精神的及肉體的の力を活用すべき道德的の義務を有す。労働力は最高の經濟財として國の特別の保護の下に立つ總ての獨逸人民は、經濟的労働によりてその生活



(後發社本はるな内) 一の室究研學本

を營むの可能を與へらるべし。適當なる労働の機會を紹介し得られざるものに對しては生活を保障す。詳細なる規定は國の法律により之を定む」即ち同法の内容は(イ)労働義務(ロ)労働保險(ハ)労働權(ニ)失業者生存保險の四章から構成せられてゐる。獨逸憲法第五十七條及第六十三條は社會化法の規

定をそのまま挿入したものである。

即ち獨逸に於ける労働立法の根本原理及目的は一九一九年八月十一日に制定された憲法に明確に示されてゐる。憲法第五章經濟生活(Wirtschaftsleben)なる條下に(第五十一條より第六十五條まで)次の如き規定を含んでゐる。

獨逸憲法第五十一條 經濟生活の秩序は各人をして人間らしき生活を得しむることを(Gewährleistung eines menschen würdigen Daseins) 目的とし正義の原則に適合することを要す。各人の經濟上の自由はこの限界内に於て保障せらる云云。

獨逸憲法第五十七條 労働力は國の特別の保護を享く(Die Arbeitskraft steht unter dem Besonderen Schutz des Reichs) 國は統一の労働法を定む。

獨逸憲法第五十九條 労働條件及取引條件の維持及改善のために結社は何人に對しても、又如何なる職業に對してもその自由を保障す。この自由を制限し又は妨害せんとする約定及處置はすべて之を禁止す。

獨逸憲法第六十二條 國は世界の全労働階級をして最少限度の一般社會的權利を得しむることを努むるために國際法規を以て労働者の法律關係を定むることに賛す。

獨逸憲法第六十三條 總ての獨逸人民はその個人的自由を妨げられざる限度に於てその精神的及肉體的の力を公共の福利に適するのために活用すべき德義上の義務を負ふ。總ての獨逸人民はその經濟的労働によりその生計を確保する可能を與へらるべし (Jedem deutschen soll die Möglichkeit

gegeben werden, durch wirtschaftliche arbeit seinen Unterhalt zu erwerben.) 適當なる労働の機會 (angemessene arbeitsgelegenheit) を紹介し得られざるものに對しては必要なる生活費 (notwendigen unterhalt) を支給す詳細は特別の國の法律により之を定む。

獨逸憲法第六十五條 労働者被傭者は企業者と同等の權利を以て相共同して賃金及労働條件の規律並に生産力の全經濟的發達に參與するものとす。兩者の何れの側に於ても組織及其の聯合をなすことは之を承認す云云。

斯くして新生獨逸に於ては正義の原則、労働力の統一の保護、結社の自由、労働權隨つて生存權の保障(ハ)に始めて法律上の保障を得たのである。

Edvard Hubrich, das demokratische Verfassung des deutschen Reichs.

Alfred Korn, die Verfassung des deutschen Reichs.

Otto Meisner, das neue Staatsrecht des Reichs und seiner Länder.

其他一九二二年三月十七日のポロンド憲法第六十二條は労働は共和國内に於ける富の主要なる資源なれば、常に國の特別なる保護を享く云云と規定し、一九二一年六月廿八日のユゴスラフ憲法第三十三條は労働階級は政府の保護を享く云云と規定してゐる。尙ほ労働の保護に付ては一九二〇年八月十四日のダンツヒ自由市憲法第十二條乃至百十四條、労働者の保護に付ては一九二〇年十月一日の奧國憲法第十條第十二條第二條、一八七四

學 內 報

學部及大學豫科入學式舉行

本年度學部及び大學豫科入學式は、四月十五日午前十時より千里山學舎講堂に於いて舉行された。定刻仁保學長その他教職員在學生並に新入學生一同出席、學歌合唱裡に開式、先づ仁保學長は先般下し賜はりたる「教育に關する御沙汰書」を奉讀し、式辭に移る(別項参照)。次いで在學生總代の新入學生歡迎の辭、新入學生總代の答辭あり、更に學部入學生總代、大學豫科入學生總代の宣誓文朗讀及び新入學生一同の宣誓があつて閉式した。因に宣誓文は左の通りである。

學部新入學生宣誓文

宣 誓

關西大學學部ニ進ムニ當リ覺憲遵守ノ念ヲ新ニ益研鑽修養ニ努メ以テ本學ノ期待ニ副ハンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス 昭和四年四月十五日

關西大學學部第一學年

大學豫科新入學生宣誓文

宣 誓

關西大學大學豫科ニ入ルニ當リ謹テ本學建學ノ趣旨ヲ體シ以テ學生ノ本分ヲ全ウセンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス 昭和四年四月十五日

關西大學大學豫科第一學年

大學豫科學級主任決定

本年度大學豫科學級主任は左の諸氏に決定した。

第三學年 A組	教授	中村 鄧次郎
B組	教授	武内 省三
C組	教授	水谷 揆一
D組	教授	賀來 俊一
第二學年 A組	教授	小泉 幸治
B組	教授	新町 徳之
C組	教授	堀 正人
D組	教授	河村 宜介
E組	助教授	所 勇
F組	助教授	大坪 一
第一學年 A組	教授	河村 信一
B組	教授	藤澤 章次郎
C組	教授	安藤 光
D組	教授	三枝 樹正道
E組	助教授	矢口 孝次郎
F組	助教授	加藤 金次郎

學部編入試驗施行

學部第一學年補缺編入試驗は四月八日及び九日の兩日に亘り千里山學舎に於いて施行、左記八十四名に編入を許可した。

法文學部法律學科	二〇名
政治學科	二八名
哲學專攻科	三名
英文學專攻科	一三名
經濟學部經濟學科	一名
商業學科	九名
本學專門部	五三名

官公立高等學校	一三名
公私立大學豫科	四名
高等商業學校	三名
外國語學校	一名

追試驗施行

大學豫科並に專門部學生中、病氣その他の理由により、卒業、修了若くは進級試験に缺席或は缺科したる者の爲、左の通り追試験を施行した。

四月二十五日より同三十日迄

專門部

四月二十日より二十五日迄

尙學部追試験は六月施行の豫定である。

專門部進級試験成績

佳良者に賞牌授與

過般施行せられた本學專門部進級試験の成績佳良者に左の通り賞牌を授與した。

法律學科第二學年	藤井 梅太郎
商業學科第二學年	拜 郷 木
國漢文專攻科第二學年	中 正 男
法律學科第一學年	藏 井 義之
經濟學科第一學年	藥師 神常滿

仁保學長學外講演

五月二日午後六時より夕刊大阪新聞社主催の下に、大阪中央公會堂にて開催されたる阪神各大學綜合講演大會に於いて、仁保學長は「大學の使命に就いて」と題し、約五十分になり講演をなした。當日は非常なる盛會にて聽講者無慮三千、同學長は大學の使命を、第一、大學令第一條の明文より、第二、大學の

所在地より、第三、學の統一性よりこれを考察し、殊に第三の方面即ち學の統一性より觀たる大學の使命については、種種なる引例によりこれを論じ、一般聽衆に與ふる所多きものがあつた。

松本丞治博士法制審議會

委員拜命

本學前學長現本學顧問松本丞治博士は、五月十三日勅令を以て法制審議會官制公布に伴ひ同日法制審議會委員に任命された。

岩崎教授學外講演

岩崎卯一教授は、四月二十四日第四師團階行社にて、第四師團主計將校を以て組織する主計分團のため「社會問題の意義」に關し講演をなした。

教職員動靜

教授大山彦一氏。左記へ轉居された。

大阪府三島郡吹田町外片山旭ヶ丘

御親閱其他に關する委員

聖上陛下大阪行幸に際し、大阪城東練兵場に於いて舉行せられる御親閱、大阪高等學校に於ける天覽劍道並に陸上競技及び築港に於ける水上奉迎送部隊には、本學もこれに参加するため、左の如く委員を決定し目下怠りなく種々これが準備をなしてゐる。

委員 長	學 長 仁 保 龜 松
副委員 長	教 授 村 上 喜 貞
委員 御親閱部隊主任	大 佐 高 橋 爲 一 郎
同	中 佐 香 坂 次 郎
同	中 尉 武 藤 勇
同	天覽劍道主任 教 授 本 莊 鐵 次 郎

同	天覽陸上競技主任教授	野村次夫
同	水上奉迎送主任教授	河村信一
同	講師	田邊信太郎
同	庶務主任	書記 松崎義盛
同	書記	若松新吾
同	會計主任	山本順應
同	學級主任	中村鄧次郎
同	教授	武内省三
同	教授	水谷揆一
同	教授	賀來俊一
同	教授	小泉幸治
同	教授	新町徳之
同	教授	堀正人
同	教授	藤澤章次郎
同	教授	安藤光
同	教授	三枝樹正道
同	助教授	河村宣介
同	助教授	所勇
同	助教授	大坪一
同	助教授	矢口孝次郎
同	助教授	加藤金次郎
同	學生監	矢島彪
同	學生監補	馬場三次郎

辭令

正井敬次
任本大學教授學部勤務ヲ命ス(四月十一日附)

教授	岩崎卯一
教授	本莊鐵次郎
教授	吉田一枝
教授	武田鼎一
教授	中谷敬壽
教授	正井敬次

教授	森下政一
教授	内多精一
教授	野村次夫
教授	大山彦一
教授	武内省三
教授	三枝樹正道
教授	新町徳之
教授	小泉幸治
教授	中村鄧次郎
教授	藤澤章次郎
教授	安藤光
教授	堀正人
教授	片山正直
助教授	所勇
助教授	加藤金次郎
助教授	大坪一
助教授	矢口孝次郎
助教授	平井淳一郎

協議員松村敏夫氏の逝去

本大學專門部兼務ヲ命ス(各通)
尚仁保學長も適當の時機に於て本年度專門部授業を擔任せらるる筈である。

本學協議員松村敏夫氏はかねて痼病のため阪急沿線會根の自宅に於いて靜養中のところ、四月二十五日午前一時遂に永眠せられた。享年五十九、氏はかつて府市會議員、高級助役として大阪の市政界に貢獻するところ尠からざりしのみならず、本學のためには長く協議員として盡瘁せられるところ多大なるものがあつた。葬儀は二十六日午後四時大阪基督教

附屬第二商業學校彙報

會に於いて營まれ、本學よりは、増山、喜多村、吉田各理事、黒田、内藤兩監事これに列式し、吉田理事本學を代表して弔辭を捧げたここに謹んで哀悼の意を表する次第である。

學級擔任 本年度學級擔任教諭次の通り決定した。

第三學年	A組	教諭 岩尾廉
	B組	教諭 飯田清藏
第二學年	A組	教諭 岡田利雄
	B組	教諭 小島正顯
第一學年	A組	教諭 田川七郎
	B組	教諭 霜村盛郷
	C組	教諭 繁森明

級長及副級長 本年度各學級級長及び副級長は左の通りに決定した。

第三學年	A組	中村常雄	久保木敬三
	B組	尾久好一	小路佐六
第二學年	A組	本田萬一	植杉一雄
	B組	石橋省三	坪井順一
	C組	阪本清	久保正毅
第一學年	A組	吉田武嘉	黒島秀夫
	B組	池川謙一	池田春雄
	C組	太田清一	風早潔

體育部長	教諭 松本直彦
音樂部主任(兼)	教諭 松本直彦
劍道部主任	教諭 小原茂樹
柔道部主任	教諭 高橋梅次
陸上部主任	教諭 繁森明
庭球部主任	教諭 飯田清藏
卓球部主任	教諭 岡田利雄
旅行部主任	教諭 神保敏男

學友會生徒委員 本年度學友會生徒委員は次の通りである。

會誌部	三A 瀧井茂兵衛	三B 熊谷義登
	二A 淺野啓太郎	二B 久保正毅
	二C 石橋省三	
陸上部	三A 小村美則	三B 福田一重
	二A 塚口健造	二B 河合辰三
	二C 梶村吉	

辯論部 三A 山手實雄 三B 子原一夫
二A 松野國照 二B 阪本清
二C 坪井順一
音樂部 三B 福田一重 二A 松野國照
二商親睦會春季例會 去る四月二十九日天長の佳節をトし式後午後一時より二商親睦會午餐會を大阪ビル八階にて開催した。當日は内多校長以下新入會者諸氏の歓迎を兼ね、増山關西大學理事も出席され一場の挨拶あり、出席者總員三十一名にて極めて盛會であつた。

山岡記念文庫の設立に就いて

拜啓愈御清穆に渡らせられ何よりも喜ばしく存じます。偕昨年十一月山岡順太郎氏が長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬところで、今更ながら其高德を追慕いたして居るのであります。殊に生前同氏が實業界並に教育界に盡瘁された功績は周知のことと存じます。就中關西大學總理事として永年其發展のため努力せられた功績に至つては洵に没すべからざるものが御座います。就いては今回故人の功德を永久に記念するため、同志相謀つて左の事業を遂行いたしたいと存じます。

何卒微衷を諒とせられ該事業に御賛同御高援を賜はりたく切に御懇願申上げる次第で御座います。

敬 具

山岡記念文庫設立發起人一同

記

- 一、山岡記念文庫を設け關西大學に寄贈し同學圖書館内に保存すること
- 一、右に要する資金は之を大分各位の寄附に仰ぐこと、但し釀金方法は便宜上一口を金拾圓と定め一口以上の御申込を受くること、右の外有益なる書籍の御寄附あるときは之を收受すること
- 一、釀金の處理、書籍の購入其他山岡記念文庫に關する一切の事項は發起人中關西大學役員に御一任願ふこと
- 一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上ぐべきこと

山岡記念文庫寄附申込者芳名

(申込順)

口數	氏名	口數	氏名
一	内藤爲三郎氏	一〇	松本 丞 治氏
一	奥山 春 枝氏	一	小林儀三郎氏
一〇	平 賀 敏氏	一	熊澤猪之助氏
一	入江眞太郎氏	二	甲賀 卯 吉氏
二	岸 田 奎氏	一	朝吹 常 吉氏
一	豐岡佐一郎氏	五	平生 夙三郎氏
一	一海 景 宥氏	五	範多 竜太郎氏
一	内藤 正 剛氏	一〇	武藤 嘉 門氏
一	濱崎 定 吉氏	五	藤田平太郎氏
一	平田 讓 衛氏	一	矢野 恒 太氏
一	佐々木勇太郎氏	一	三谷 軌 秀氏
一	栗本勇之助氏	一	坂野 鉄次郎氏
一〇	小田切延壽氏	一	村田 省 藏氏
一	木村彦左衛門氏	一	太田 丙子郎氏
一	宮本 英 脩氏	二	菅 禮之助氏
一	中口 卯 吉氏	一	中村 公 男氏
一	古 莊 一 雄氏	二〇	池 尾 芳 藏氏
一	小野村胤敏氏	一	志保 井 重 要氏
一	安住伊三郎氏	一	中川 惠 郎氏
一	森 下 博氏	一	平井 淳一 郎氏
一	日高 驥三郎氏	一	橋本 信 一氏
一	坂部 二 郎氏	一	櫻田 松太郎氏
二	片 岡 安氏	一	大山 彦 一氏
一	石濱 純太郎氏	一	小早川 常 雄氏
一〇	新町 德 之氏	二	馬場 三次郎氏
一	正井 敬 次氏	一〇	安宅 彌 吉氏
		一	中山 太 一氏

中谷敬壽氏 一
 稻畑勝太郎氏 一
 相島勘次郎氏 一
 草鹿丁卯次郎氏 一
 原田鹿太郎氏 一
 小川平吉氏 一
 境田賢吉氏 一
 福中佐太郎氏 一
 田附政次郎氏 一
 中島政藏氏 一
 小倉重太郎氏 一
 野島藤次郎氏 一
 難波昇二氏 一
 歌橋千秋氏 一
 井上虎治氏 一
 安田安太氏 一
 高野吉太郎氏 一
 森山房次郎氏 一
 秦鶴彦氏 一
 村田豐氏 一
 米田喜次郎氏 一
 橋本靜人氏 一
 竹居龍助氏 一
 久保田權四郎氏 一
 永井專三氏 一
 谷道清助氏 一
 木村禎橋氏 一
 岸國次郎氏 一
 香坂次郎氏 一
 高橋爲一郎氏 一

八田兵次郎氏 一
 木村七平氏 一
 矢野慶太郎氏 一
 古田吉五郎氏 一
 梅林福松氏 一
 後藤武夫氏 一
 山口覺二氏 一
 志野覺治郎氏 一
 加輪上勢七氏 一
 高倉作太郎氏 一
 荻野元太郎氏 一
 野口十藏氏 一
 齊藤恒三氏 一
 大同和藏氏 一
 長谷川銚五郎氏 一
 橋尚藏氏 一
 富田仲次郎氏 一
 水谷揆一氏 一
 小倉正恒氏 一
 上野精一氏 一
 内田茂氏 一
 田川七郎氏 一
 深尾隆太郎氏 一
 下村耕次郎氏 一
 佐藤助九郎氏 一
 板橋菊松氏 一
 大石直次郎氏 一
 高橋逸夫氏 一

千里山學報 第六十九號

(以下後報)

校友會會員名簿につき謹告

拜啓各位益御盛榮奉賀陳者從來關西大學校友會名簿は學友會費より出費印刷に附し居候處學友會員欄に比して校友欄の増大甚だしく經費分擔の上にも不公平を生じ出版配付等取扱上にも痛く不便を感じ候に就き今般校友會常議員の決議により左記の如く決定仕候間此段御諒承相成度候

- 一、名簿需用者は名簿基金として一時金參圓納入のこと
- 一、一時金參圓納付者は毎年名簿出版の都度無料配付を受くること
- 一、校友會會員名簿は學友會と分離し獨立會計により出版のこと
- 一、基金納付者數以外は印刷せず従つて申込なき限り入手不可能なること
- 一、名簿編纂は便宜上關西大學學報局に委嘱のこと
- 一、申込基金は關西大學會計課へ左欄申込書と共に納付のこと
- 一、住所移動は逐一關西大學學報局に通知ありたきこと
- 一、名簿基金は申込順により學報誌上に發表すること

昭和四年五月

關西大學校友會

校友各位

切取線

號 申 込 書

一金參圓也

校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日
 學部 年 專門部 科卒業
 住所

氏名

關西大學校友會御中

備考 ○申込基金ハ關西大學會計課へ
 ○住所勤務等ノ異動ハ學報局へ

校友彙報

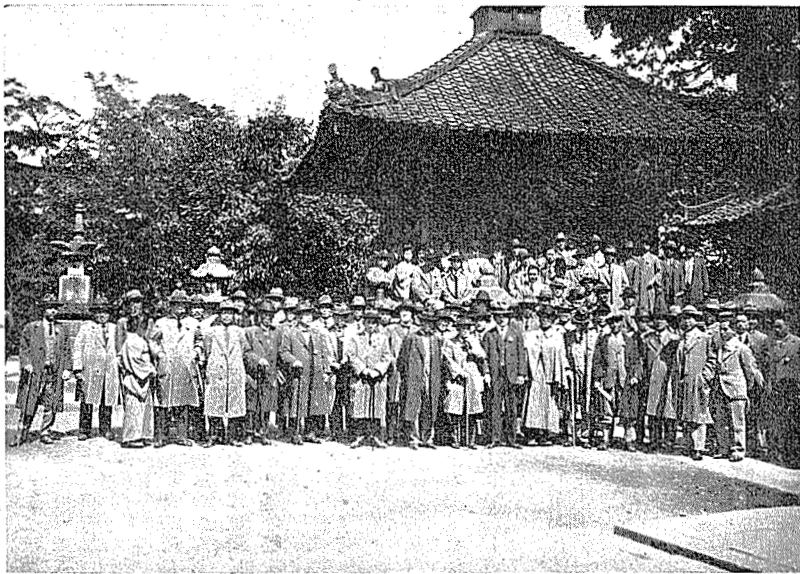
校友會大阪支部春季懇親會

本學校友會大阪支部に於ては去る五月五日を下し本年度春季懇親會を開催した。當日午前八時半京阪電車天滿橋終點に集合、同九時發の借切車にて京都に向ふ。京都三條にて京津電車に乗替へ、山峽の新緑車窓に映する中を今を盛りに紅の錦を織りなす躑躅、山藤、さては、優にやさしき山吹の香るが如く咲き集ふ沿線の風光を愛でつつ濱大津に到る。此處より汽船にて名に高さ八景を賞し、水と天と山と野を一望の快を擅にせんとす。既に湖南汽船會社の湖南丸は白鵬の如く波に浮んで一同を待つてゐた。一同乗船纜を解く。此日常になく風騒ぎ、氣温低く、不幸にして甲板上に長く停ること難く、雷多くは船室に座居して餘興の琵琶を聞き歡語漫談に時を過る。千切雲の飛來り走せ去る綾の間に温かき陽光斜に輝やき、左顧右眄すれば近くは三上、遠くは瞻吹、さては吾も知る比良の連峯なご、その裾なだらの山村に時を得顔の黄菜花、その茶の花にまみれ勝ちに民屋、寺院、邑、字、町を成し、陽に映し出されて次次に變る眺めも一入興深く、甲板に風を恐れず風流の心願に浸る人も多かつた。船にて辨常を喫し午後二時石山に上陸す。一行は石山寺に詣てて古き

香と新しき緑に心を澄まし、堂前に記念撮影をなし、再び船にて南郷に至る。南郷大洗堰米かし、鹿飛び等の水の奇、立木觀音、岩間寺等の佛跡を尋ね思ひ思ひに懇親會場たる南郷温泉に集る。時に四時。浴槽に汗と言はむ

より疲れを落し、同四時半開宴、先づ内藤副支部長の紹介にて砂川支部長の挨拶あり、兼ねて新任理事の一員として、母校に關する近況を詳細に述べられ宴に入る。當日は當地在住の池内覺太郎判事、眞田俊夫檢事も飛入參會され、仁保學長を始め各理事協議員諸氏も多數參會され、近年に無い盛會であつた。宴酣となるや、餘興も思ひ思ひに演ぜられ、各自十二分の歡を交へ、午後七時閉宴し之より再び湖南汽船に乘じ、濱大津に至り歸阪の途に就いた。因に當日砂川支部長は會員、本學協議員松村敏夫氏の計を傳へ、その功績を賞揚するところがあつた。尙當日參會者氏名左の通りであつた。

(順序不同)
池内覺太郎、糸島實太郎、岩崎卯一、池島源之丞、今田光匡、飯田正一、馬場三次郎、橋本鹿藏、原田鹿太郎、仁保龜松、西本寛一、本田武藏、本莊鐵次郎、富田貞男、棚木浩巖、徳矢清太郎、大崎萬太郎、岡本義男、岡本重治、小倉菊太郎、大立目重虎、尾崎信夫、岡田利雄、加藤協一郎、香坂次郎、加地良七、桂忠雄、



校友會大阪支部春季懇親會紀念攝影(石山寺にて)

村虎次郎、中川太郎、野口政次郎、野村次夫、黒田莊次郎、矢口孝次郎、山野巖、山岡格夫、篠下吟次郎、山崎敬義、山根瀧藏、山本彌一郎、安川安太郎、増山忠次、前田常好、古川武、札野茂次、小泉幸治、兒玉善吉、後藤田

河村宣介、金井正夫、吉村種藏、吉田音松、吉木留喜、吉積文平、垂水善太郎、高橋爲一郎、武村英男、高松林之助、竹井小野右衛門、田川七郎、辰巳經世、丹二良、竹西宗助、辻村政治、中村鄧次郎、内藤正剛、中谷敬壽、中

徳太郎、近藤友房、大山彦一、遠藤銀、在里三芳、佐藤増吉、喜多村桂一郎、菊地金次郎、木戸卯之助、三島律夫、宮崎秀夫、宮田平三、篠田栗夫、霜村盛郷、下村宗二、新町徳之、神保敏雄、平尾縫太郎、平尾廉平、森内梅吉

目代誠吉、眞田俊雄、砂川雄峻、歌橋千秋、以上諸氏。

千里山成辰會創立

昭和三年度學部(法、經、商)卒業生はその親睦を圖る目的を以て千里山成辰會を組織しその發會式を三月三十日午後六時より新世界いろはに於いて開催した。會則その他は追て詳報する。

校友會福岡支部春季總會

關西大學校友會福岡支部春季總會を四月八日櫻花爛漫たる福岡市荒津山に開催。午後七時宴に移るや、會員孰れも春宵の歡を盡し、十一時過ぎ池田重吉氏の發聲にて母校の萬歳を三唱して散會した。

八芦會春季總會

大正八年度本學卒業生を以て組織する八芦會に於いては、春季總會を四月二十七日午後五時半阪急北野きぬやに開催した。出席者は高木敏夫、高木龜太郎、高原順吉、口井光助、前田常好、東榮、笹田英男、柴田勇助の諸氏である。尙新幹事には東榮、柴田勇助兩氏が當選した。因に當日本學より木戸教務主任參會し交歡するところがあつた。

校友動靜

西川英三氏(昭三專商)神戸商業大學學部に入學、從つて三菱倉庫株式會社大阪支店を退社された。

西山正雄氏(天三法)今般株式會社金剛印刷所の專務取締役に就任。

加藤正次氏(天三法)大阪地方裁判所所屬辯護士として辯護士竹田儀一氏の事務所に入り一般法律事務に従事することとなつた

右遠榮一氏(昭三專商)四月十四日岡山市出雲大社分教會に於いて、赤盤郡共立郡役所主事所長片山嘉一氏夫妻の媒酌にて上道郡浮田村の素封家藤原定造氏令嬢清野嬢と目出たく華燭の典を挙げられた。因に清野嬢は佐藤女子専門學校出身の才媛である。

山本政雄氏(昭四專經)今般某氏の媒酌にて田中政枝嬢と華燭の典を挙げられ、三月三十日盛大なる披露宴を催された。當日の來會者校友二十餘名。

但馬直吉氏(推)辯護士。今般事務所を東區高麗橋五丁目九番地に移轉された。

山口治三郎氏(大一二商)北河内郡甲可村村會議員に當選し、尙同村助役に就任。

島海正夫氏(大一五商)春陽會第七回展覽會に於いて水谷清、長瀬義郎の兩氏と共に受賞者に決定した。

池谷龜太郎氏(大一二法)目下多摩商科學校長の職に在り、(昭三專)住所は東京府北多摩郡東村山

吉藤浩平氏(明四三法)辯護士。氏の事務所東京市麴町區永樂町二丁目二番地は町名改稱の結果麴町區丸ノ内一丁目一番地と變更になつた。

藤村藤治氏(昭三專法)兵庫縣内務部より内務省土木局道路課に轉勤。

大塚右工男氏(大一一商)大福海上保險本社より九州支部に轉勤。新住所は福岡市北濠町二一番地野上幸子方。

岡井茂次郎(大八法)今般辯護士開業、事務所は東京市下谷區上根岸町三及び芝區田村町八荒木ビルディング十六號。

須々木庄平氏(明四一法)歐州各國取引所視察

のため五月二十三日解纜の香取丸で渡歐せらる、由。

校友住所移動

福部	知一(大一一商)	兵庫縣武庫郡御影町郡家城ノ前
清水	豐太郎(昭二專商)	東京市京橋區長崎町二ノ三竹内松男方
岡本	德(昭二專法)	兵庫縣武庫郡魚崎スタングード石油會社内
南出	滋雄(昭四專商)	和歌山市岡山町九番地
山本	義輝(昭二專經)	府下三島郡高槻町日之出町三六五長谷川勳二方
福富	重治(昭二專經)	支那上海九江路二號三菱銀行上海支店
筒井	國義(昭四專法)	此花區玉川町二丁目五二得能治作方
曾我部	軍治(昭四大法)	東成區中道町二二三番地中川八百八方
西山	正雄(大一一三法)	府下南河内郡長野町
牧野	吾郎(昭三專商)	兵庫縣武庫郡大庄村西新田
中西	恒三(大三四專經)	西萩野牧野榮太郎方
津屋	明至(大九商)	住吉區南田邊町二〇七
藤村	丈夫(昭四專經)	岐阜市池田町一八一
天川	龍男(昭四專法)	府下三島郡吹田町堅野三二六四山名方
懸見	文博(大四專經)	兵庫縣武庫郡今津町字北西府下中河内郡繩手村大字河内八五四ノ三
川口	友治(昭四大經)	今治市天保山合同紡績第二工場
右邊	榮一(昭三專商)	岡山縣赤磐郡高陽村大字立川六一
露口	長一(昭三大法)	德島歩兵第四三聯隊第二中隊

校友改姓名

(新) 昭四專商 南出 滋雄 高森 滋雄

正誤

第六八號 (正) 丸山善三造 (誤) 丸山善三造

一五頁二段一〇行目 丸山善三造 丸山善三造
一五頁下段三行目 北井 勝造 北山 勝造

本年度新校友住所錄 (追加分)

專門部法律學科	生駒 茂平 東淀川區柴島町四二八
石隈 佐義 住吉區澤ノ町三二〇	
諫山 征二 豐能郡小曾根村二軒家井手方	
早川 靜馬 天王寺區東高津南之町三島田方	
畑中 慶一 港區三先町二丁目一三二ノ二	
花田 藤市 武庫郡六甲村德井字前田四七四	
西田 捨三 東淀川區南方町二四七	
轟 武季 北區堂島北町一八辛島醫院方	
小川 今雄 西淀川區高見町三丁目一五五	
扇本 壽次郎 西淀川區姫島町本通南門丁目五七	
龜井 忠吉 此花區吉野町二丁目一六	
片岡 晴磨 中河内郡布施町東足代六七二	
田中 惣吉 港區壽町二丁目一八	
高谷 重治 港區南入幡屋町二丁目六九ノ二	
巽 寛一 東成區林寺町一〇七	
高見 三郎 住吉區天王寺町六一六八高村方	
立花 周次郎 港區池山町一四 三浦市松方	
佃 常春 神戸市平野五宮町一七二	
中村 鬼 西淀川區姫島町七〇	
中戸 彌太郎 北區堂山町一六	
山根 龍吉 西區北堀江二番町三八	
敷 義雄 住吉區北田邊町五七七	
布施 貞藏 北區堂島町一六	
古川 寒造 住吉區澤之町三二〇	
幸喜 景福 西淀川區浦江中二丁目六〇	

後藤 貫一 北區北扇町堀川青年宿舍

江川 傳次郎 西淀川區御町一五一

出羽 松之助 兵庫縣揖保郡揖西村前地

吾妻 修 堺市熊野町東一丁七二

湯川 芳之助 住吉區天王寺町二二三三麻尾方

三好 信夫 尼崎市中在家町四四二佐々方

見村 賢治 兵庫縣武庫郡本山村岡本字下庄屋六七一

三谷 義貴 東淀川區天神橋筋八丁目二三

篠原 武二 此花區上福島北一丁目六八

塩野 一雄 天王寺區細工谷町一〇三

森 清一 西區靱南通五大阪地方職業紹介事務所

角谷 賢次郎 港區魁町五丁目六

專門部經濟學科 大野 敬一 神戸市下山手通七丁目寺尾方

岡本 庄之進 滋賀縣栗太郡笠縫村大字集

山田 敬治 港區音羽町三丁目一〇

專門部商業學科 坂東 勇治 天王寺區島ヶ辻町七〇

原田 博 神戸市割塚通一丁目一八岡本方

川本 定雄 浪速區櫻川町一丁目一〇四〇

川上 重吉 此花區春日出町三ノ九藤原方

吉田 保 住吉區天王寺町九三四野村銀行阿部野橋支店

高城 良平 住吉區天王寺町二〇八二

中村 勝則 此花區吉野町二丁目七四石川方

河野 道弘 此花區上福島北一丁目五四山田虎藏方

三島 五男 府下中河内郡小坂町九六

鹽月 清兵衛 浪速區木津川町三丁目八原田造船社宅内

白井 源三 西淀川區豐崎町本庄六六六高木多馬方

廣瀬 忠雄 東淀川區十三木川町二七三

專門部文學科英文專攻科 池田 信之助 浪速區新川町三丁目六五五

學生彙報

哲學會報

新學年の開始に先立ち、京都帝大教授天野貞祐氏及び高瀬武次郎博士を迎へて舊來の諸先生と共に完璧を期する本學哲學會は、去る四月三十日午後三時より會議室にて昭和四年度第一回例會を開催した。

先づ新任教授の歓迎、春季講演會開催等數項を協議決定し、續いて本年度の研究方法に就いて詳細に意見の交換をなし、會員の研究に資する爲、新刊雜誌並に書籍を購入し會員相互の巡覽に供する事を議決して午後五時過ぎ散會した。

因に當日の來會者には朝川、森田兩君を始め、哲學科一學年諸君の新入會員があつて會將來の發展を思はしめた (杉本君報)

皇陵崇敬會報

第二次第七回例會——若葉薫る千里ヶ丘學園に幾多の新入學生諸君を迎へ、本學年の劈頭を飾るべく第七回例會を去る四月廿八日、南郊古市道明寺附近に催した。來り會するもの十有六名。午前八時二十分大鐵阿部野橋を發して柏原に向ふ。天麗らかに爽やかな微風をうけて、先づ允恭天皇惠我長野北陵に詣つ。この邊り一帶は石器時代の國府の遺跡の地として有名である。次いで雄略天皇丹比高鷲原陵、仲哀天皇惠我長野西陵に參拜し野中寺に詣づ。俗に中ノ太子と稱し、青龍山と號す。實物拜觀後、仁賢天皇河内埴生坂本陵、清寧天皇河内坂門原陵、用明帝第二皇子來目皇子埴生

崗上墓に拜し、古市町東北に位する柏原山西琳寺に至る、次いで、日本武尊白馬陵、安閑帝皇后春日山田古市高屋陵、安閑天皇古市高屋丘陵を巡拜して、府社譽田八幡宮に詣る。寶物多く、大原真守の銘ある劍、絹本着色の



一行の一部を山に於て野橋阿部



山嶽皇明を望み生佛群生を望む

神功皇后征韓記、譽田宗廟縁起神輿等は國寶になつて居る。それより應神天皇惠我藻伏崗陵、應神帝皇后仲姬命御陵に參拜し終つて道明寺に至る。仲津山陵の東に接する眞言宗の尼寺で、土師八島連の家を捨てて精舎とし、聖德太子之を造營し給ふたと傳ふ。故に土師寺とも言ふ。道明寺天滿宮は土師神社或は又天夷鳥命神社とも呼び俗に道明寺天滿宮と稱するのである。以上で豫定の通りに午後四時過行動を終り、先輩齋藤藤氏を迎へて新入會者歓迎會として

道明寺天滿宮内にて行ひ名物道明寺ほしひを口にしながら本年度の計畫事業等につき打合はせする所あり、午後五時半終了し、歸阪の途に就く。尙當日種種御世話下さつた陵墓守長殿に對し、會員一同厚く謝意を表する次第である。因に、當日の一行は左の通りであつた。

河村教授、香坂中佐、齋藤藤氏、森井惣吉、鈴木武夫、川島正一、溝邊文和、中村武一郎、小田切西、竹若隆三、平井三期、清水正夫、中川貞夫、出野明、田畑誠之助、奥川武郎。

(奥川君報)

俳句會報

四月二十日飯田先生並に新入學生の歓迎會を兼ねて、本年度第一回の例會をクラブハウスにて開催した。先づ佐後淳一郎君歓迎の辭を述べ、飯田先生のこれに對する御挨拶あり。次いで椿、霞の五句集の互選、席題木の芽に激評を戦はし六時閉會した。當日の出席者は次の通りである。

新町教授、飯田講師、藤原薫、塚本顯榮、三品金行、佐後淳一郎、金子賦、廣田弘應、西岡作次、岡崎連哉

(西岡君報)

旅行部報

吉野觀櫻と舊蹟巡り——四月二十一日午前九時大鐵阿部野橋驛に集合、吉野へ向ふ。先づ落花紛紛たる中を吉野神宮に參拜、次に藏王權現で有名な藏王寺に詣で、大塔宮が別離の安

をなし給ひし跡を訪ひ、更に勝手神社、吉水神社に參拜し南朝行宮の跡を探ぬ。次いで如意輪寺に至り境内の塔尾陵に拜し、小楠公の歌を書き列ねし扉、及び埋髮の墳なきを探ね最後に竹林院に至りてこの日の行を終る。

播州巡り——四月二十八日午前八時大阪驛に集合、須磨に向ひ、先づ須磨寺に詣で敦盛塚に至る。この邊り源平の古戰場にして、かの熊谷次郎直實が敦盛を扇で呼び止めし所もここぞと思へば追懐の情轉た禁せざるものがある。これより垂水を経て五色塚に立寄り、舞子ヶ濱の絶勝をも賞し、更に明石にては城趾に公園と人丸神社を訪ひ、濱宮にも途寄り、會根の松、石の寶田、高砂の相生松等を見物して歸阪の途に就く。

山岳部報

彌山佛教嶽登山——四月一日(晴)ヒユッテ建設のため降雪状態視察の目的を以て彌山、佛教嶽登山を企つ。上六發(午前一〇、一〇)——下市口——川合着(午後三、二〇)天川の下流坪内に至り彌山小屋の所有者江頭氏宅を訪問、建設についての状況を聴く。四月二日(雨時時小雪)川合發(午前九、〇〇)——朝鮮嶽——彌山川——彌山小屋——佛教嶽(午後一、二〇)——彌山小屋泊、彌山川を経て彌山、佛教嶽に至る間は北國と降雪量に於

いて大差はないが雪質に於いて劣るものがある。四月三日(曇後晴)彌山小屋發(午前七三〇)——川合——下市口——上六着(午後三、四五)——(西島君報)——

大和アルプス登山(佛生嶽)——四月二十七日夜來の豪雨も霽れて春陽麗かに輝き亘る。先輩藤田氏及平井、阿部、國支の諸君に見送られつつ午前九時半湊町を發し、ヒユツテ建設地視察を兼ねて残雪いたたく大和アルプス踏破の途に上る。下市口から自動車を驅り川合に着したのが午後三時、その夜は此處に宿泊す。

翌日人夫二名を雇ひ、午前七時宿を出發、登り行く脚下には天ノ川長蛇の如く横はり、陽光を受けて美しくも輝いてゐる。坂路ますます急に行き黙として口をきくものもない。進むにつれ雰圍氣は現世を遠ざかり、朽木倒れて骸骨の如く、地一面に苔蒸して天然原始林が鬱蒼としてゐる。残雪を踏みつつ歩を進め朝鮮嶽(一七一七米)に出で明星嶽の麓に至つたのは午後三時、楊子宿迄の豫定を變更して、今宵は此處で假宿する事にし炊事の準備に取掛る。暮色迫るにつれ静寂は加はつて來る、時時焚木のはぜる音さへ物凄しい。

明くれば天長の佳節。炊事を終へ、テントの中を片付けて露營地を後にしたのは既に七時を過ぎてゐたらう。朝霧を呼吸しながら岩に、木の根に足を奪はれつつ一時間許りにして楊子宿に出る。此處より頂上まで十五町。清水湧き出づる所に一同暫し渴を癒し、頂上(一八〇五米)に登る、南に孔雀、釋迦、北に大普賢、行者還等の連峯この佛生嶽の中に起伏し雄大言ふべからず。

これよりヒユツテ建設地を楊子宿に定め、道

を引返へし、露營地に辿り着く。その夜は目的の完成を祈りつつコーヒーで乾杯をあける。

第三日、テントを纏め、人夫の根拔にしてくれたシャクナ木を土産に、一行下山の途につく二時半川合を出で、下市口に至る。電車にて大和山岳會の岸田氏を六田に訪つれ、歸阪したのが午後九時。折から降り來たる静かな春雨の中を湊町にて一同解散。

因に一行は木村、西島、江上、近藤、淺野、奥村、岡澤の七名である。——(岡澤君報)——

大學豫科辯論部報

第三回全國中等學校優勝辯論大會——大學豫科辯論部主催、大阪時事新報社後援の下に、四月二十九日午前十時より大阪市中央公會堂に於いて開催された。定刻前既に聴衆堂に滿ち、非常なる盛況であつた。當日のプログラムは次の通りである。

開會之辭

日本櫻は何をか物語る 演速中學 濱田庄太郎君
奮起せよ國家的難關を 福島商業 大野 淳司君
打破して 中外商業 山田 一眞君
奉仕せよ魂を献けて 上宮中學 福岡 嘉夫君
青年よ!大地を離れて 何處に行く? 甲陽中學 坂東 督三君
國家の隆盛は國民精神の緊張にあり 都島工業 佐藤重兵衛君
日本人は如何に世界より視られつつありや 伊丹中學 高橋 捨三君
創作の雄辯 暗澹たる國情を眺めて 東洋のなる文化の夜明 紫野中學 龜井 道法君
優勝旗返還式 第二回優勝校 神戸商業學校
吾人の貴き大阪生活を反省して大大阪市民諸君に訴ふ 御影師範 中前 公雄君
萬民の和樂 北陽商業 長井 茂治君

憧憬論 天王寺師範 藤田登良夫君
切實なる我が叫び 關西學院 後藤 示郎君
焔々たる生の熟火に燃えよ 東商業 紀 英雄君
未 定 幹事長 武田 晴夫君
現代青年と政治觀念 京都中學 岩佐 金治君
自然の親友なれ 市岡中學 西村 明君
須く瞬間を充實すべし 京都二商 宮城 繁君
國を擧げての總動員 今宮職工 吉備 正一君
後援の辭 大阪時事新報社 田井 眞孫氏
プロレタリアに潤を與ふるものは何も何物ぞ 大阪鐵道 局教習所 岡村 圭二君
共存共榮の理想 添上農學 扇本 清風君
奮起せよ!祖國のため 聖峰中學 松原 昭光君
摺 抄 法學博士 部 長 入江眞太郎氏
力強い信念あり 第一神港商業 湯淺 義清君
集へ!崇高なる建國理想の下に 關大二商 岩田 勝美君
愛の光を放て 和歌山商業 巽 一男君
組織制度の改造か? 心 第一神戸商業 阿部 富次君
決死の力 神戸二中 満田 巖君
夫 定 滋賀師範 山田 敬一君
後援の辭 本學新聞部 田中 基次君
受國者よ!立て! 桃山中學 林 齊君
あゝ人生は短し、不滅の足跡を止むべき者は誰ぞ 八幡商業 塚本 修君
先ずる力 天理中學 三濱 善俊君
團結の力をもつて 海草中學 長岡 俊猛君
文明史は汝に余白を残す 京都一商 中川 一男君
近代文化と女性の力 神戸育英 竹田 忠作君
改造を叫ぶ前に立脚に 東寺中學 大西 秀峰君
覺め 關甲商業 塚本 春雄君
新忠君愛國の叫び 高野山中 西岡 賢淳君
平和の服ひ今や耐ならんごとするに備ふべき最大の資源最良の武器

建國の精神に遺れ 生野中學 石川 正弘君
祖先ご子孫との名譽は自己の双肩にあり 東山中學 羽田 秀治君
大悟一番 浪速商業 森 博君
日本帝國の内外 郡山中學 吉川 清一君
偉人出でよ!英雄出でよ!昭和維新建設のため 膳所中學 村田 爲輔君
噫、奮起せよ祖國の爲に 天王寺商 川池 俊雄君
音 樂 關西大學ハルモニカ
審査發表並ニ講評 ソサエテイ
優勝旗及び賞品授與式
閉會の辭 幹事 阿部 正貫君

福島學舎和歌山縣人會創立

本學専門部學生中、和歌山出身者が相當多數なるにも拘はらず、未だ同縣人會の組織されてゐないのを遺憾とし、福島學舎の谷口、城内、神屋敷氏等の提唱により本學専門部在學生を主とする福島學舎和歌山縣人會が設立され、去る五月八日午後八時第一回總會を二十教室に於て開催した。劈頭谷口氏によりて創立の趣旨其他に就いて述ぶる所あり、後會則の制定並に役員の選舉を行つた。
當日は出席者三十餘名に及び校友瀬戸健助氏二商教諭松本直彦氏も來會、本會の創立を祝され頗る盛會であつた。
本會は會員相互の親睦、學術の研鑽向上、健全なる品性を養ふを以て目的とし、郷土愛に燃ゆる眞摯なる會合を今後月一回行ふことになつてゐる。

附記 本會は専門部在學生を普通會員とし専門部卒業生、本學關係者中和歌山縣出身者を特別會員としてゐる。未だ申込なき方は成るべく早く福島學舎事務所谷口の許まで申込まれんことを希望してゐる。
——會員報——

圖書館報

新購入圖書一覽

<p>Colin, A. & Capitant, H. : Cours elementaire de Droit civil français (Tome 1. 2. 3.)</p> <p>Planhol, M. : Traite elementaire de Droit civil (Tome 1. 2. 3.)</p> <p>Planhol, M. & Ripert, G. : Traite pratique de Droit civil français (Tome 1. 2. 3. 4. 8. 9. 12.)</p> <p>Baudry-Lacantinerie, G. : Precis de Droit civil (Tome 1. 2. 3.)</p> <p>Demogue, R. : Traite des Obligations en general (Tome 1. 2. 3. 4. 5.)</p> <p>Michoud, L. : La Theorie de la Personnalite morale et son Application au Droit français (Tome 1. 2.)</p> <p>Nisot, P. : Etude historique et de Droit compare sur L'Age en matiere de Capacite nuptiale</p> <p>Ripert, G. : La Regle morale dans les Obligations civiles</p> <p>Thaller, E. : Traite elementaire de Droit commercial</p> <p>Lyon-Caen, Ch. & Renault, L. : Manuel de Droit commercial</p> <p>Graud, R. : Precis de Droit criminel</p> <p>Hauriou, M. : Precis de Droit constitutionnel</p> <p>Barthelemy, J. & Duez, P. : Traite elementaire de Droit constitutionnel</p> <p>Duguit L. : Traite de Droit constitutionnel (Tome 1. 2. 3. 4. 5.)</p> <p>Duguit, L. : Manuel de Droit constitutionnel</p> <p>Esmein, A. : Elements de Droit constitutionnel</p>	<p>français et compare (Tome 1. 2.)</p> <p>Hauriou, M. : Precis de Droit administratif et de Droit public</p> <p>Hauriou, M. : Precis elementaire de Droit administratif</p> <p>Arminjon, P. : Precis de Droit international prive (Tome 2.)</p> <p>Pillet, A. : Traite pratique de Droit international prive (Tome 1. 2.)</p> <p>Niboyet, J. P. : Manuel de Droit international prive</p> <p>Weiss, A. : Manuel de Droit international prive</p> <p>Weiss, A. : Manuel de Droit international prive (Supplement)</p> <p>Geny, F. : Science et Technique en droit prive positif (Tome 1. 2. 3. 4.)</p> <p>Geny, F. : Methode d'Interpretation et Sources en Droit prive positif (Tome 1. 2.)</p> <p>Lévy-Ullmann, H. : Elements d'Introduction generale a L'Etude des Sciences juridiques (Tome 1.)</p> <p>Lévy-Ullmann, H. : Elements d'Introduction generale a L'Etude des Sciences juridiques (Tome 2.-1.)</p> <p>Roguin, E. : La Science juridique pure (Tome 1. 2. 3.)</p> <p>Tourtoulon, P. : Les Principes philosophiques de L'Histoire du Droit</p> <p>Bonbecase, J. : Traite de Droit commercial matiere</p> <p>Esmein, A. : Cours elementaire d'Histoire du Droit français</p> <p>Viollat, P. : Histoire du Droit civil français</p>	<p>Petite collection Dalloz :-</p> <p>Code civil</p> <p>Code de Procedure civile</p> <p>Code de Commerce</p> <p>Code d'Instruction criminelle et Code penal</p> <p>Code du Travail et de la Prevoyance sociale</p> <p>Code du Travail et de la Prevoyance sociale, Supplement</p> <p>Code administratif (Tome 1. 2.)</p> <p>Code de L'Ephregristement du Timbre</p> <p>Petits Precis Dalloz :-</p> <p>Precis de Droit administratif</p> <p>Precis de Droit civil (Tome 1. 2. 3.)</p> <p>Precis de Droit commercial</p> <p>Precis de Droit constitutionnel</p> <p>Precis de Droit criminel</p> <p>Precis de d'Histoire du Droit français</p> <p>Precis de Legislation industrielle</p> <p>Precis de Procedure civile et commercials</p> <p>Precis de Droit international prive</p> <p>Foignat, R. : Manuel elementaire de Droit administratif</p> <p>Manuel elementaire de Droit international public</p> <p>Manuel elementaire de Procedure des Voies d'Execution</p> <p>Manuel elementaire de Droit constitutionnel</p> <p>Manuel elementaire de Droit civil (Tome 1. 2. 3.)</p> <p>Manuel elementaire de Droit international prive</p> <p>Manuel elementaire de Procedure civile</p> <p>Maduel elementaire de Droit criminel</p> <p>Manuel elementaire de Legislation industrielle</p>	<p>Manuel elementaire de Droit commercial terrestre</p> <p>Manuel elementaire de Droit commercial maritime</p> <p>Antraygues, E. : Notions de Droit maritime international</p> <p>Aurran, F. C. : Code international de L'Abordage, de L'Assistance et du Sauvetage maritimes</p> <p>Bazin, L. : La Legislation protectrice de la Marine marchande</p> <p>Bonbecase, J. : Introduction a L'Etude du Droit</p> <p>Dor L. : Revue de Droit maritime compare</p> <p>Dor L. : Les Clauses des Connaissements et la Projet de Loi colin</p> <p>Eynara, J. : La Loi du Pavillon</p> <p>Georgiade, E. : Le Chargement en Pontee</p> <p>Govare, J. P. : Avaries communes, Regles d'York et d'Anvers 1924</p> <p>Guerin, F. : Precis de Legislation maritime (Tome 1. 2. 3.)</p> <p>Haralambidis, T. : Des Caracteres distinctifs des Avaries communes</p> <p>Haralambidis, T. : Les Avaries communes d'apres Les Regles d'York et d'Anvers de 1924</p> <p>Le Bourdelles, R. : Le Droit international, public maritime d'apres le point de vue anglais</p> <p>Martin, J. : Traite de Droit maritime commercial et de Police de la Navigation</p> <p>Rehedecki, E. : Le Droit international maritime et la Grande Guerre</p> <p>Procos, J. S. : Les Codes maritimes actuels</p>
--	--	--	---

<p>Procos, J. S. : Les Capitaines et leur Mandat legal dans le Commerce maritime</p> <p>Renard, J. : La Vente Caf en Droit français</p> <p>Sauvage, G. : L'Autonomie des Ports de Commerce en France</p> <p>Thilhault, P. : Du Courtage maritime</p> <p>Thomas, A. : Les Acconiers</p> <p>Tulet, E. : La Legislation des Gens de Mer</p> <p>Verneaux, R. : Assistance-Abordage Avaries</p> <p>Vahl, A. : Precis theorique et pratique de Droit maritime</p> <p>Ackermann, Ch. : Repertoire de Jurisprudence en matiere de Transports (vol. 1.)</p> <p>Berger-Vachon, V. : La Protection du Non commercial en Droit français et en Droit allemand</p> <p>Bouteron, J. : Le Droit nouveau du Cheque</p> <p>Carrus, S. : Les Privileges sur le Navire pour Fournitures et Reparations</p> <p>Ancey, C. & Siot, L. : Le Regime legal des Societes d'Assurances (avec formules)</p> <p>Cordonnier, P. : Des Pouvoirs de l'Assemblée generale ordinaire des Actionnaires en matiere de Constitution de Reserves</p> <p>Coudray, J. & Maure, L. : Elements de Commerce</p> <p>Cozette, P. : Manuel pratique et juridique du Transport des Animaux vivants</p> <p>Dalsace, R. M. : Des Conditions de Delivrance et d'Utilisation des carnets de cheques</p> <p>Delaporte, R. : Des Amortissements</p> <p>Faure, G. : Comptabilite generale</p> <p>Govare, J. P. : Staries, Surestaries, Dispatch-Money</p> <p>Guyonnet-Dupert, P.-Ph. : L'Assurance maritime</p>	<p>sur Marchandises ou Fautes</p> <p>Journal, P. : Les Effets de la Faillite ou de la Saisie-arret sur le Compte courant</p> <p>Lamer, L. : Le Reglement par Chaine des Effets de Commerce et le Developpement general du Cheque en France,</p> <p>Lepargneur, J. : L'Exclusion d'un Associe</p> <p>Martin, P. : Traite theorique et pratique sur la Propriete commerciale</p> <p>Moreu, R. & Berot, G. : Guide pratique des Societes commerciale III Dissolution, Liquidation, Nullites, Responsabilites</p> <p>Sabatie, J. : La Représentatif commerciale</p> <p>Van Eckhout, W. : Le Droit des Assurances terrestres</p> <p>Vignancour, P. : Le Fonds de Commerce dans les Rapports entre Epoux</p> <p>Goodnow, F. J. : Comparative Administrative Law.</p> <p>Lowell, A. L. : The Government of England (vol. 1. 2.)</p> <p>Walford, E. : The Politics and Economics of Aristotele.</p> <p>Cook, A. B. : Financing Exports and Imports.</p> <p>Burns A. R. : Money and Monetary Policy in early times.</p> <p>David Hamne. : Essays.</p> <p>Fisher I. : The Nature of Capital and Income.</p> <p>Jevons, W. S. : Money and the Mechanism of Exchange.</p> <p>Locke, J. : The Works of John Locke (vol. 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.)</p> <p>Keynes, J. M. : A Tract on Monetary Reform.</p>	<p>Kann, E. : The Currencies of China.</p> <p>Katzenellenbaum, S.S. : Russian Currency and Banking (1914-1924)</p> <p>Lavington F. : The English Capital Market</p> <p>Lowenfeld, H. : Money in Fetters.</p> <p>Nicholson, J. S. : A Treatise on Money and Essays on Monetary Problems</p> <p>Robertson, D. H. : Money.</p> <p>Seligman, E. R. A. : Essays in Economics.</p> <p>Soddy, F. : The Inversion of Science and a Scheme of Scientific Reformation.</p> <p>Soddy, F. : Wealth, Virtual Wealth and Debt</p> <p>Walker, F. A. : Money in its Relations to Trade and Industry.</p> <p>Yurovska, L. N. : Currency Problems and Policy of the Soviet Union.</p> <p>Kerly, D. M. : The Law of Trade Marks and Trade Name.</p> <p>Rowlatt, J. : The Law of Principal and Surety.</p> <p>Sheldon, H. P. : Elementary Banking.</p> <p>Sidgwick, H. : The Principles of Political Economy</p> <p>Langenscheidtsche Bibliothek sämtlicher griechischen und römischen Klassiker in neueren deutschen Muster-Übersetzungen. 110 Bände, gebunden.</p> <p>Hegel, Sämtliche Werke, Band 1-7 u. 11-17, Halbleder geb.</p> <p>Wörterbuch d. Deutschen Staats- u. Verwaltungsrechts, Begründet v. Fhr. v. Stengel. 2. völlig neu bearbt. u. erweiterte Auflage, herausgeg. v. M. Fieischmann. 3 Bände, Tübingen 1911, geb.</p>	<p>Gierke, O. - Das deutsche Genossenschaftsrecht. 4 Bände, Berlin 1868, Halbleder gebunden.</p> <p>Kant's gesammelte Schriften, 18 Bände, Berlin 1910, Halbleder gebunden.</p> <p>Handwörterbuch der Rechtswissenschaft,</p> <p>Band I, geb.</p> <p>Band II, geb.</p> <p>Band III, geb.</p> <p>Band IV, geb.</p> <p>Band V, geb.</p> <p>Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 8 Bände, (4. Auflage), Halbleder gebunden.</p> <p>Sarwey, Das öffentliche Recht und die verwaltungsrechtspflege. Tübingen 1770, br.</p> <p>Gierke, Der Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs und das deutsche Recht Leipzig 1889, br.</p> <p>Coester, Die Rechtskraft der Staatsakte. München 1927, br.</p> <p>Spiegel, Die Verwaltungsrechtswissenschaft, Leipzig, 1909, br.</p> <p>Merkel, Allgemeines Verwaltungsrecht, Wien 1927, geb.</p> <p>Salomon, Grundlegung zur Rechtsphilosophie, 2. Aufl., Berlin 1925, geb.</p> <p>Fleiner, Institutionen des Deutschen Verwaltungsrechts, 8. neubearb. Aufl., Tübingen 1928, geb.</p> <p>Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechts, 2. Aufl. Tübingen 1919, br.</p> <p>Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., Berlin 1922, br.</p> <p>Kelsen, Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 2. Auflage, Tübingen 1923, geb.</p>
--	---	--	--

<p>Jellinek, W., Verwaltungsrecht. Berlin 1928, br. Hatschek, J., Lehrbuch des deutschen und preussischen Verwaltungsrechts. 5. u. 6. Aufl., Leipzig 1927, geh. Mises, L., Theorie des Geldes und der Umlaufmittel. 2. Aufl., München 1924, gel. Fleiner, Verwaltungrechtsfälle zum akademischen Gelehrn. 2. Aufl., Tübingen 1919, br. Stein, Grenzen und Beziehungen zwischen Justiz und Verwaltung. Tübingen 1912, brosch. Gumpłowicz, L.—Geschichte der Staatstheorien, Innsbruck 1926, geb. Mayer, O.—Deutsches Verwaltungsrecht. 2 Bände, München 1924, geb. Jellinek, W.—Gesetz, Gesetzesanwendung und Zweckmäßigkeitserwägung. Tübingen 1913, brosch. Laband, P.—Das Staatsrecht des Deutschen Reiches. 5. Auflage. Band III, Tübingen 1913, brosch. Band IV, Tübingen 1914, brosch. Herrnit, Grundlehren des Verwaltungsrechtes, Tübingen 1921, geb. Benzlign, F., Das Wesen des Geldes, 3. Aufl., München 1922, br. Bornhak, C.—Grundriss des Verwaltungsrechtes, 9. Auflage, Leipzig 1928, geb. Hensel, A.—Steuerrecht. 2. völlig neu bearb. Auflage, Berlin 1927, brosch. Mayer, M. E.—Rechtsphilosophie. 2. Aufl., Berlin 1926, brosch.</p>	<p>Allfeld, Ph.—Urhelver- und Erfinderrecht. Berlin 1923, brosch. Kelsen, Allgemeine Staatslehre. Berlin 1925, geb. Lamm, Heiliges Geld. Tübingen 1924, brosch. Böhm-Bawerk, Kapital u. Kapitalzins, Jena 1921, 4. Aufl., geh. Liefmann, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Stuttgart Band 1, 3. neu bearb. Aufl., 1923, geb. Band 2, 2. neu bearb., Aufl., 1912, geb. Kochlreuter, O.—Verwaltungsrecht u. Verwaltungsrechtssprechung in modernen England. Tübingen 1912, brosch. Savigny, v., Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Freiburg i. Br. 1892, brosch. Gierke, Die Grundbegriffe des Staatsrechts und die neuesten Staatsrechtstheorien. Tübingen 1915, br. Hatschek, Englischs Staatsrecht. 2 Bände, Tübingen 1905, br. Fuchs, Volkswirtschaftslehre. 5. Auflage, Berlin 1925, kart. Anschtitz, Die Verfassung d. Deutschen Reichs vom 11. August 1919, Berlin 1928, gel. V. Ihering, Geist des römischen Rechts, 4 Bände, Leipzig 1924, gebunden. Menger, Das bürgerliche Recht und die besitzlosen Volksklassen. 5. Aufl., Tübingen 1927, geb. Fischbach, Allgemeine Staatslehre. 2. Auflage,</p>	<p>Berlin 1928, geb. Sier-Somlo, Reichsverfassung, 3. Auflage, Berlin/Bonn 1925, br. Herrnit, Oesterreichsches Verwaltungsrecht, Tübingen 1925, geb. Bendixen, Geld und Kapital. 3. Auflage, Jena 1922, geb. Baumgartner, Kurze Einführung in die Staatslehre. Freiburg 1921, brosch. Sarwer, V., Allgemeines Verwaltungsrecht, Freiburg 1887, br. Fleiner, Entstehung und Wandlung moderner Staatstheorien in der Schweiz. Zürich 1916, brosch. Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre. 2. Aufl. Wien 1923, geb. Schnidt, Die Grundlinien des deutschen Staatswesens. Leipzig 1919, geb. Bornhak, C.—Grundriss des Deutschen Staatsrechts. 7. Auflage, Leipzig 1926, geb. Dieckmann, Verwaltungsrecht, 4. Aufl., Berlin 1926, geb. Stintzing, Geschichte der Deutschen Rechtswissenschaft. 1. Abteilung, München 1880, brosch. 2. Abteilung, München 1884, brosch. Thibaut and Savigny, Herausgeg. v. J. Stern. Berlin 1914, geb.</p>	<p>Wicksell, Vorlesungen über Nationalökonomie, Band II, Jena 1928, geb. Jellinek, Verfassung u. Verwaltung d. Reichs u. der Länder. (Staatskunde, 2. Band, 2. Heft), Leipzig 1926, brosch. Adams, Preussisches Staatsrecht, 2. Auflage, Bonn, Teil I/II, 1914, 1919. Jellinek, Ausgewählte Schriften und Reden. Berlin, Band I, 1911, brosch. Band II, 1911, brosch. Wagemann, Allgemeine Geldlehre, I. Band. Jena 1923, brosch. Systematische Rechtswissenschaft. 2. verb. Auflage, (Die Kultur der Gegenwart, Teil II, Abt. VIII), Leipzig 1913, geb. Ihering, Der Zweck im Recht, 2 Bände. Anschtitz, Deutsches Staatsrecht, 1913, geb. Muret-Sanders Enzyklopädisches englisch-deutsches und deutsch-englisches Wörterbuch. Grosse Ausgabe. 2. Teile, 4 Bände, geb. Folgende Bücher sind vergiffen: Dichl, Ueber Fragen des Geldwesens, Hoffmann, Kritische Dogmengeschichte d. Geldwertheorie, Hausmann, Der Geldwahn Kirnauer, Die Quantitätstheorie Spiethoff, Die Quantitätstheorie Redlich, Englische Lokalverwaltung.</p>
--	---	--	---

金融資本 (二)

—(金融資本による産業と銀行の統一)—

學部經濟學科第三學年 瀨戸 健助

第二項 金融資本の發生

さて私は以上に於て株式會社の本質、且し金融資本を理解する上に於て必要と認められた諸點を説明したのである。然し乍ら以上に簡単に説明した諸項目はそれ自身としては未だ以て金融資本の發生そのものなるのではない。何故なれば金融資本の發生は銀行資本が、株式に投じられて産業會社が使用する生産資本となること、現時的に説明されて初めて可能なものであるからである。とは言へ、株式會社の本質—その最も特質的なものは株式に投ずる資本をその使用方法の如何とは無關係に只單に株式の賣却によつて回收し得ること云ふ點及びしかもその場合には創業利を得得し得ること云ふ點—を理解せずしては論議を進めることは出来ない。その限りに於て株式會社の本質の研究は金融資本發生條件の研究であつたのである。

銀行は一方非生産的階級から他方産業資本家及び商業資本家から蒐集せる他人資本に對しては利子を支拂ひ然る後何程かの餘剩(銀行利得)を残さなければならぬ。そこで銀行はその蒐集せる他人資本を投機信用、商業信用及び資本信用等々の種別によつて貸付け、利用せる他人資本に支拂ふべき總利子額よりもヨリ多くの利得を得て來なければならぬ、然し乍ら株式會社が發展せざる以前、隨つて又有價證券取引所が發展せざる以前に於ては、如何なる銀行と雖も、株式に投資することによつて、資本信用を與へ高い利得を得ようなどとは考へ得べくもなかつた。第一株券が存在しなかつたのみでなく、私的企業に對する資本信用の授與は、その回收が極めて困難であつた。何故なれば、此の場合には、銀行資本を株券に投下し、その株券を賣ることによつて何時でも再

る。例へばフランス革命の國民工場(Le Travail national)の如き近くは大阪市に於ける失業

者救済のため新に大阪市に編入せられた所謂新市方面の土木事業に勞働力を吸収したるが如きである。

勞働權を主張する人人は國家はこの勞働權に對應する義務として完全なる全國的に聯絡統一したる職業紹介法を制定實施する義務があると説くのである。

一九一九年のワシントンの第一回國際勞働會議に於ては失業防止に關する條約案を採擇したのである。

一九〇九年九月廿日の英國の職業紹介法(Labour exchanges Act)は世界に於ける國立の全國統一の職業紹介所の嚆矢である。

一九一〇年十二月の佛國の勞働及社會福利法典第四章中に職業紹介、及その監督及統一化に於て詳細なる規定を設け、一九二五年一月廿七日に公設職業紹介所の組織に關する法律の公布により漸く全國的の職業紹介制度が樹立せられたのである。

一九一〇年六月二日獨逸に於ては詳細なる職業紹介取締の法規を發布致しましたが、一九二二年七月廿二日全國統一の勞働紹介法(Arbeits nachweisgesetz)の發布を見るに至つたのである。その他和蘭(一九一六年九月十九日)伊太利(一九一八年十一月十七日)デンマーク(一九二二年十二月廿二日)フィンランド(一九一七年十二月二日)ユーゴスラフ(一九二二年二月廿八日)ルーマニア(一九二二年九月廿二日)アルゼンチン(一九一三年九月廿五日)ポーランド(一九一九年)ハンガリー(一九一六年)等の失業保險又は

職業紹介に關する法律は何れもみな國立の全國的統一の組織に關するものである。

我國に於ては職業紹介法(大正十年四月九日法律第五十五號)船員職業紹介法(大正十一年四月十日法律第卅八號)がある。然しながら全國的に統一聯絡化せられたものではく未だ以て不完全の領域を脱することが出来ない現状である。

我國に於ては失業問題は刻下の深刻緊急重大問題である、輦轂の下に多くの失業者は政府に向ひ我に職を與へよと懇へて居る。爲政者の三思すべき時である。

獨逸憲法第六十三條第二項には「總ての獨逸人民はその經濟的勞働によりその生活資料を求むることを得べき機會を與へらるべし。適當なる勞働の機會を紹介し得られざる者に對しては、必要なる生活費 (notwendigen Unterhalt) を支給す」云々と規定してある。

獨逸及英國等に於ては正當なる事由なくして職業紹介を拒否することの出来ない權利、及その提供された賃金がその地方の平均賃金率よりも低額なる場合には、その紹介又は提供せられた職業に對しその就職を拒絶し得べき權利を認められてある。

次に勞働忌避者(Arbeits-scheu)はその忌避により困窮し自己若くは家族が公の扶助を受けねばならなくなつた場合、又は公の費用で扶助されてゐる者が指定された勞働を爲さない場合には處罰されるのである。(獨逸刑法三六一條五項七項) 同じ刑罰規定は公共團體により扶助さる、貧民(Ortsarme)のみならず失業者がその指定された勞働を拒否する場合にもその適用を見るのである。何となれば彼等

一七七頁より續く

年五月廿九日の瑞西憲法第卅四條、一九二一年六月廿八日のユーゴスラフ憲法第卅一條獨逸憲法第五十六條第六十一條第六十二條第六十三條第六十五條等に規定し勞働者の權利に於ては獨逸憲法第五十九條第六十條第六十三條第六十五條、一九二〇年十一月卅日のプロシヤ憲法第十一條第卅六條第七十五條、一九二〇年八月十四日のダンチツヒ自由市憲法第廿四條等に規定し、勞働力の保護に於ては獨逸憲法第五十七條勞働義務に於ては獨逸憲法第六十三條一項。シヤ改正憲法第九條等の明記するところである。

英國に於ては一九二二年に勞働黨は勞働權法案(the Right to work Bill)を議會に提出致しましたが通過に到らなかつたのである。

以上述べた様に獨逸には佛國に於て近くはロシア獨逸フィンランド等に於て勞働權承認の原則が憲法又は法律に明記されましたが、次に來たるべきものは實際に失業した場合にこの權利—勞働權に基き國家その他の公共團體に對し、個々の勞働を給付せらるべきことを要求せしむべき具體的の手段方法設備が必要である。換言すれば各個の具體の場合に強制力を以てその約束を確保し實現し得べき、民法商法勞働法職業紹介法等の詳細なる規定と勞働職業紹介所の如き又はフランス革命の當初一時的ではあつたが設置せられた國民勞働場の如き實行的機關が必要である。

勞働給付義務の實行として國家その他市町村團體のなしうるところのものとして考へらるるものに、先づ應急的臨時的のものではあるが官公業を起し勞働力を吸収する方法があ

ひ投下資本を貨幣形態に於て回収し得ること言ふこと一言にせば資本の動員 Mobilisierung des Kapitals が不可能であるからであつた。然し乍ら株式會社企業の發展せる場合に於ては事情は一變する。銀行との與信範圍は、資本の動員の可能化と共に甚だしく擴大されて資本信用の授與は益々容易となるのである。「この場合の資本の調達は銀行に於ては要するにそれを前貸し株に分ちそして此の株の賣却によつてその資本を回収するといふこと、従つてそれは形式上純然たる貨幣取引の、を行ふといふことにほかならぬ。これら資本證券の移轉の可能、讓渡の可能こそ株式會社の本質をなすものであり、進んでは銀行をして株式會社の創業従つてその結局の支配を可能ならしめるものである。」②だからして、株式會社企業の發展は金融資本發生上の不可欠の前提條件を充つものである、隨つて株式會社の本質の正確な把握は金融資本を理解する上の不可欠の鍵鑰である。

然し乍ら如何に株式會社企業が發展しようとも、それ等の企業に要する巨大な資本を何等銀行の手を経ずして集め得るが如き經濟狀態の下に於ては金融資本は發生しない。だからして、金融資本の發生はその國に於ける富の狀態によつて多少のニユアンスを生ずる。私は次に此の點を英國の經濟狀態を比較することによつて説明することにする。

從來、英國の資本主義は以下の如き特徴をもつてゐた。即ち(一)英國の資本主義は獨米の資本主義の如く最近に至つて急激な飛躍的發展を遂げたものではなく、重商主義時代より永き期間に亘つて漸時に發展して來たものである、従つて獨米の如く、急激な資本需要に伴ふ銀行への大量的資本の訴へは左程緊切ではなかつたこと。(二)又英國の資本主義は他の如何なる國よりも資本主義的發展の先利を得て居たが爲めに、その殖民地及び屬國その他の國國から巨額の富を吸收し、爲めに資本は、一個人又は一家族の手に十分に集積されてゐた。それが爲めに、個人又は一家族が數人又は數個集まれば、それで以て直

ちに相當の大資本を要する企業をも容易に創設することが出來たのである。夫故にしばしばその企業が株式會社の形態を探ることがあつても、内容的には個人會社で株券は公募されなかつたこと。(三)更らに以上二つの結果として内國投資はその利上りが甚だしく僅少であつたこと、然るに海外投資に於て資本が富饒でない國國例へば初期の米國及び獨逸等の發行せる有價證券への投資はその利上りが甚だ大であつたこと。及び(四)英國の商業規模はその産業規模に比して甚だしく大であつたこと。従つて商業信用及び投機信用の活動範圍が甚だしく大であつたこと等である、夫故に英國に於ける諸語の巨大な銀行 (Midland Bank, Lloyds Bank, Westminster Bank, Barclays Bank, National Province Bank) は英國獨自の商業銀行制を維持し、それから分業化して生じた他の銀行即ち投資銀行 (Investment Trust, 投資信託, Issue House, 發行業者) と雖も「その投資を政府及び都市の發行になる公債又は市債や内外の著名な少數の大産業會社が發行せる有價證券に限定し内國の一般産業會社に對しては殆んど何等の關係もしなかつた」のである。③従つて英國に於ては商業銀行と投資銀行の分業てふ立運れた銀行制度が發生し、而も内國の金融資本化は甚だしく緩慢だつたのである。

然るに獨逸の資本主義はその事情を異にした。獨逸の資本主義は英國のそれに比しては甚だしく立運れたのである。このことは「F. W. の經濟發展階梯說に的確に反映してゐるところである。夫故に獨逸が初めて、その資本主義發展上の障害を關稅同盟によつて排除し次いで帝國を建設するに至つて資本主義的發展の軌道を清めた時、先づ以て重要なことは技術的にも經濟的にも先行せる英國の資本主義と同等の地位に立つことであつた。その爲めに獨逸は發展階梯を飛躍して、その生産を當初よりして英國が行ひつゝあるが如き規模で以て行はなければならなかつた。ために當初からして巨大な株式企業が發生した。然し乍ら立運れた獨逸に於てはそれが爲めに必要な個人人の掌中の資本の集積が欠けてゐたのである。だからして此等の巨大な産業に對して所要の資本を調達すべく社會の隅隅から小資本片を集めてくること他の専門的な株式會社に銀行を必要とした。夫故に獨逸に於ける銀行はその發生の當初よりして商業資本家や産業資本家に、投機信用や、商業信用を授與したのみならず又同時に巨額の資本信用をも授與しなければならなかつたのである。かくて、獨逸に於ける銀行は、その開始と同時に商業銀行と投資銀行との職能を兼營したのである。④而もその内國産業に對する金融は英國の投資銀行に於けるが如く僅少なものでなく、従つて又銀行と産業の關係は當然に深からざるを得なかつたのである。

夫故に、金融資本が大いに發展し、銀行資本家の所有する銀行資本が益々多く、産業資本家の使用する生産資本に轉化されて、巨額の創業利得が銀行資本家の手に流入し、銀行の勢力が益々増加し、遂に銀行資本と産業資本が統一されて、その統一された資本の實際的權力が大銀行資本家の手に移る。近代的傾向は、株式會社企業、有價證券取引所、發展及び産業企業者側に於ける資本の欠乏、云ふ二個の條件の充たされる程度によつて、その強さを異にする、如何に株式會社企業が發展しようとも、それに要する資本を銀行の手を経ずして蒐集し得る場合—斯の如き場合は數十年前の英國の狀態を別とすれば、現在に於ては考へ得ないが—には金融資本の擡頭は不可能である。だが又如何に銀行に對する資本信用が緊切であらうとも、需要者が株式會社でなければ金融資本の發生は原則として不可能である。何故なれば需要者が株式會社であつてこそ初めて銀行は先述せるが如き(一)の貨幣取引をなすのみにして、尙ほよく回収を圓滑にし創業利得を獲得することが出來るからである(二)は言へ相手個人會社であるとしても、特殊の人的關係がある場合に於ては別個の方法に於て、資本信用の授與が行はれる。」

第三項 金融資本の發展

さて、吾等は以上第二項に於て、金融資本の發生上のニユアンスを理解した。然し乍ら、金融資本はその發生の當初に於ては多少のニユアンスはあるとしても、資本主義的發展と共に益々増加しつゝあることは否み得ない。現在の英國に於ては、商業銀行と投資銀行とは形式上は判然と分立して居るが、内容的には、最早兼營的である。商業銀行は、その利益増加する預金を、中間者を通して、間接に投資しつゝあるのである。が、此の形式上の分立は何も、英國に於ける近時の金融資本化を否定する材料とはならない。然らば如何なる理由によつて、資本主義的發展は金融資本の擡頭を益々不可避ならしめるか。私は此の理由を以下の如き三点に求める。

(一) 近代の産業は、總て産業資本家自身が所有してゐるところの資本より以上の資本を以て營まれるこのことは資本主義企業の必然的結果である。大なる資本と大なる生産規模は生産品の原價を低め競争能力を強める。小規模の産業は、大規模の産業の競争を受けること、たちまちにして開城しなければならぬ。夫故に企業は設立の當初よりして大資本を需要するのである。だがこれが爲めに銀行家が非生産的階級から集めて産業資本家に融通することの資本額が益々増加せざるを得ない。即ち金融資本の増加である。このことは銀行をして産業に對する關係を益々深からしめる。

註、此の點に關し H. J. H. は次ぎの如く言つてゐる。「資本主義的生産の初期に於ては、銀行の貨幣は二個の源泉から由來した。一は非生産的階級

の貨幣であり、二は産業資本家および商業資本家の準備資本である。なほ進んで述べた様に、信用の発展はやがて、ただに資本家階級の總準備資本のみではなく、非生産的階級の貨幣の大部分をも産業に融通せしめるに至る、語をかへて言へば今日の産業は産業資本家の所有する總資本額よりも遙かに大なる資本を以て經營されるのである。資本主義的發展と共に非生産的階級から銀行に預けられ、この手を通して産業資本家に融通される貨幣額も亦絶えず増加する。産業に欠くべからざるこれらの貨幣の處分権は銀行の手にある。そこで資本主義およびその信用組織の發達するにつれて銀行に對する産業の隷屬が増して行くこと。⑤

(二) 金融資本を發展せしむる第二の物的理由は企業結合の發展にある。産業會社が個個に獨立して相互に競争してゐた當時に於ては商業及び投機はその隙に乗ずるの機會を得て價格支配權を掌握し、最も繁榮を極めた時であり、随つて又投機信用及び商業信用の授與は銀行の主なる活動であつたのである。然るに、産業企業が結合化し獨占化が發展するに至るに、商業及び投機が演ずる役割の重要性は減ぜざるを得なかつた。何故なればカルテルや、コンビナチオンは、從來分離せる二企業間に介立して價格を支配してゐた商業に反旗を擡じたからである。商業の失墜は同時に投機の失墜であつた。此のことは既に第一章第三節「企業結合の發展と商業及び投機」に於て見て来たところである。だが商業及び投機の意義の失墜は、投機信用と商業信用の授與のみを以て立つ商業銀行の意義の失墜である。然るに銀行の預金は益益増加する、銀行は此の預金を有利に利用するが爲めには、是非共新しい投資口—資本信用の授與に之を求めなければならぬ。かくて、企業結合の發展は、間接的に、銀行をして金融資本部分を増加せしめるのである。

註、此の點に關してHilferdingは次ぎの如く言つてゐる。銀行が非生産的階級の貨幣を狩り集め、そ

してまず増加するその基本額を長期の融通にあてる爲めには、これ等の貨幣に利子を支拂はねばならぬ。銀行は、これらの貨幣が余りに多量でない間は、それを投機信用、流通(商業)信用に充用することにより、かかる利子を支拂ひ得た。然るに一方に於て是等の貨幣が増加し、他方においては投機や商業の重要性が減少するにつれ、それらの貨幣は益益産業資本に轉化されざるを得なかつた。若し生産信用(資本信用)が絶えず擴大されることがいふことが無かつたならば、預金の充用、從

て、此等の企業に資本を供給することによつて、株券を所有する銀行は、より多くの創業利得を得ることが出来るのである。更に又斯の如く廣汎且つ強度に結合せる企業は景氣の變動に對しても強い抗爭力を持つのである。が、此のことは銀行に對して一個の「安心」を與へるのである。夫故に結合化の發展は、直接的に、銀行をして、その有する資本の益益多くの部分を金融資本化せしめるに至るのである。

を得しめ、從つて今までよりもより多く産業利潤の分前にあつかることを得しめる。かくてカルテル化により銀行と産業との間の關係は一層緊密にされるが同時に、産業に投じられる資本の處理權はまず銀行の手に歸することになる。⑦ 即ち金融資本は企業結合化の發展と共に、その頂點に達するのである。

だからして株式會社企業、有價證券取引所の發展と、産業企業者側に於ける資本の欠乏とを條件として發生する金融資本は、(一)資本家、企業、の發展、及び(二)企業結合の發展、に基く、商業及び投機、の重要性、の失墜、及び(三)企業結合の發展、に基く、貸付利益の增加、安全化等、等によつて、甚だしく發達せしめられ、かくして、擬利資本の所有權は益益大銀行の手に歸することとなるのである。然らば、此の金融資本の發展の結果、如何なる事態が發生しなければならぬか。これは次ぎに考察すべき問題である。以上は金融資本の發生發展の條件及び諸原因を述べたまでであつて、未だ眞に活動的な金融資本の近代的作用に於けるものではない。

六 大 銀 行 名

銀行名	一九〇五年		一九〇六年		一九〇七年		一九〇八年		一九〇九年		一九一〇年		一九一一年		一九一二年		一九一三年									
	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II								
ドイツ・バンク	10	1	15	15	13	3	11	11	10	5	14	17	4	1	29	17	1	1	27	16	3	2	32			
デスコント・ゲゼルシャフト	15	1	13	15	9	2	14	11	15	2	9	21	2	4	20	14	1	3	29	19	9	3	16			
ダルムスタット銀行	8	1	16	7	2	2	12	12	10	4	10	4	21	1	20	16	20	1	20	14	1	3	25			
ドレスデン銀行	25	2	20	17	1	12	12	17	13	1	13	27	2	19	19	14	15	2	20	14	15	2	20			
シャーフハウゼン銀行	25	2	2	2	9	2	21	17	10	1	4	30	8	18	14	14	1	1	14	1	10	14	9			
ベルリナー・ハンデルス・ゲゼルシヤフト	16	2	13	19	11	10	7	7	4	7	16	13	15	4	14	15	14	2	10	2	11	14	14			
合 計	99	9	86	16	10	66	100	19	57	144	20	91	161	29	158	14	101	101	3	96	93	10	106	86	14	116

(註) I は工業企業に對する發行業務の度數、II は信用銀行に對する發行業務の度數、III は工業企業に對するもの以外のすべての發行業務の度數

III (シャーフハウゼン銀行は其後、デスコント・ゲゼルシャフトに合併せる)

つて又銀行預金に對する利子の支拂も、こつくにモット／＼低下して居たであらうこと。⑥

(三) 然し乍ら企業結合の發展は叙上の様な間接的な過程を通して金融資本を増加せしめるものであるが、夫は又直接的に金融資本を増加發展せしめる基礎ともなるのである。廣汎且つ強度に結合せる獨占的企業は、それ自身一個の高い利潤の獲得を可能ならしめるものである。が此高い利潤は $R \times P - IV$ の公式に基いて擬利資本を高めるに至るのである。

収益がより安全で等一なることをも意味する。個々の企業にとつて以前にはかくも屢屢致命的であつた競争は除かれてゐる。これによつて第一に、これら諸企業の株の相場(擬利資本)が高まり、このことはヤガテまた新發行に際しての創業利得の昂騰を意味するものである。

次にには又、これら諸企業に投ぜられた資本に對する安全さが著しく増加される、これはやがて銀行をして産業信用(資本信用)を一層擴大すること

行ふ資本信用の授與である。だから、發行度數は直接に、金融資本の増加發展を示す材料である

① Hilferding: Das Finanzkapital. Seite. 112—123.

② Hilferding: a. a. O. S. 138.

③ Nash: Investment Banking in England. Chap. IV.

④ Hilferding: a. a. O. S. 382—383.

⑤ Hilferding: a. a. O. S. 282.

⑥ Hilferding: a. a. O. S. 282—283.

⑦ Hilferding: a. a. O. S. 281—282.

⑧ Jendels: Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie. Seite. 139. (未完)

(第九頁第三段より續)
は勞働を拒否することによつて獨逸憲法第百六十三條第一項の「總ての獨逸人民はその精神的及肉體的の力を公共の福利に適するために活用すべき徳義上の義務を負ふ」と所謂社會公共の福利に對し害惡を加へることになるからである。

獨逸英國等に於てはアントンメンガー氏等の主唱する勞働權即ち勞働者被備者が勞働の意思(arbeitswilligkeit)と勞働の能力(arbeitsfähigkeit)とを有しながら、彼に相應した勞働(angemessene arbeit)の機會を有せず、又は勞働の機會(arbeitsgelegenhait)を失ひ所謂失業(unemployment, arbeitslosigkeit, chômage.) した場合に相當の生活をなすに足る丈の勞働の供給を國家その他の公共團體に對し要求し得る權利を事實上認められ、尙ほ進んで國家その他の公共團體が適當なる勞働を提供又は紹介し得られない時には、失業保險法又は失業者補償法を以て勞働者被備者の生存生活を保障してゐるのである。

斯くして經濟的基本權(ökonomische Grundrechte) の一つである勞働權は次第に現實具體の道程を辿りつつあるものと云ふことが出来るのである。(未完)

大學豫科入學試驗問題

前號所報本年度大學豫科入學試驗問題の主なものは左の通りである。

英文和譯 (二時間)

(1) The union of machinery and steam power brought about great changes in industry. Production on a large scale became possible. Articles could be made at a speed very much greater than had been possible when all the

work was done by hand.
(II) It is probable that the physical and mental differences of existing races rose through their ancestors' having been subjected to different climatic influences and to different conditions of life through long periods of prehistoric time.

和文英譯 (二時間)

- (一) 己を知れは古き諺なり。
(二) 千里山の梅花を見に行つて來ましたか。
(三) 關西大學入學試験は四月五日(金曜日)及び六日(土曜日)の兩日に執行せらる。
(四) 試験に及第せられたらすぐお知らせください。

日本作文 (二時間)

自治に就て (文体隨意)

代數 (二時間)

- (1) x^2 + y^2 + x + y = 4 ヲ解ケ
x^2 + y^2 - xy = 1
(2) nガ正整数ナラバnノ其數値ノ如何ニ關セズ a^n - b^n ハ a-bガ奇數ナラバ奇數ニシテ、 a-bガ偶數ナラバ偶數ナリ。
(3) (a^2 + b^2 + c^2 - 2a^2b^2 - 2b^2c^2 - 2ca^2) + (a-b-c)ヲ求ム。
(4) 甲乙二人各若干金ヲ所持ス、第一回ニ甲ハ其所持金ノ半分ヲ乙ニ與ヘ、乙ハ之ニ依テ増加シタル其所持金ノ半分ヲ甲ニ與ヘ、第二回ニ甲ハ其所持金ノ半分ヲ乙ニ與ヘ、乙ハ之ニ依テ増加シタル其所持金ノ半分ヲ甲ニ與ヘ、第三回ニ於ケル甲ノ所持金ノ乙ノ所持金ノ二倍ナリト云フ、甲乙始メノ所持金ノ比ヲ問フ。

商業算術 (二時間)

- 1. 神戸甲商ハ紐育ノ商ヨリ \$587.95ノ借アリ。依テ甲商ハ巴里及ビ倫敦ヲ總出シテ甲商ニ送金セシトスルニ其爲替相場等次ノ如シトセバ甲商ガ神戸ノ銀行ニ支拂フべき金高幾何ナルカ
神戸/巴里 Frs. 2.57
巴里/倫敦(豫想) Frs. 25.18

倫敦(紐育)

- 49d
巴里及倫敦代理者買入手數料何レモ 1/2%
倫敦A商ハ紐育B商ヨリ £936-15-4ノ借アリ
依テB商ハA商ヲツテ送金セシメントスルニ爲替相場下ノ如シトスルニ直接送金ト巴里經由ノ送金トB商ニツテ何レガ幾何ノ益トナルカ
倫敦/紐育 49d
倫敦/巴里 Frs. 25.18
巴里/紐育(豫想) Frs. 5.16
巴里代理者手形買入手數料 1/2%

- 3. 元金 ¥5000ヲ 年 8%ニ貸付テ年々年毎ニ複利計算ヲ行フトセバ40年末ニ元利合計幾何トナルカ
但シ 複利率 4% 50期間 7.10668335
複利率 4% 3期間 3.24339751
複利率 4% 40期間 4.80120263

- 4. 手形日附 7月 3日 引受日 7月10日 一覽後60日掛割引日 7月31日 手形額面 £1,480 割引利率年7%ナルトキ割引料ヲ求ム
5. 甲商人ハ乙商品ヲ一割五分(15%)ノ利益ヲ得テ賣ラントス。六分(6%)ノ減損及八分(8%)ノ貸倒アルモノトセバ其實價ヲ原價ノ幾分増トナスベキカ

春 雨

港區露町 廣田弘應
春の雨やみて小庭に静まれる一樹の若葉 明るく見ゆ
△はつ夏 杉本信雄
引き糸のはのかに白く黄昏の一種時を終へし苗代田の面
△五 月 霜 村生

山ついで青葉がくれて咲き添えて筑後川瀬に水常ま
久にして故き吾が家の様に居り多にしたらわに咲けるを愛へる
山狭の谷川のべの老松に山藤花か纏ひて咲ける

編輯餘録

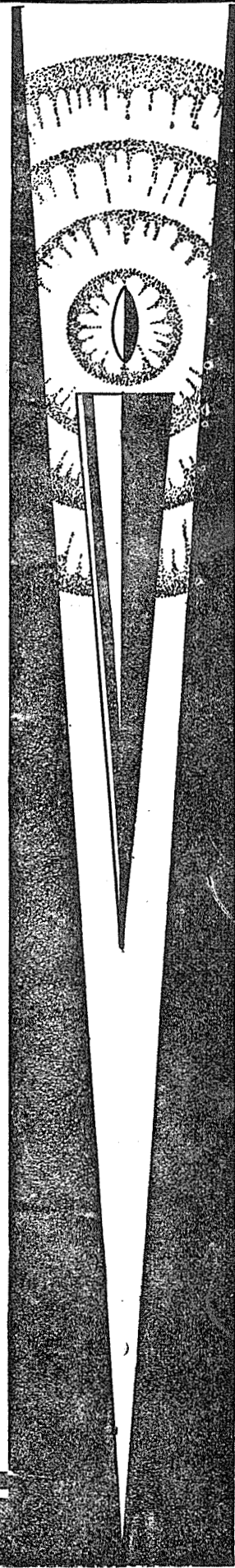
△本學教職員を始め本誌寄稿家諸氏に謹告いたします。本誌を母體として別に學術雜誌刊行の儀につき際てより種々御高配を煩はして居ましたが、本月初旬愈成案を得ましたので目下理事會に提出之が檢討の許可の下るのを待つて居る次第でありますから、改めて茲兩三日中には、該案による學術雜誌創刊號に掲載すべき論文その他の御寄稿を依頼致す筈であります。兩三日豫定より遅れるやうな場合があるかも知れませんが、この稿で御執筆方を御依頼いたします。締切は六月二十日、枚數は特別に此度は制限いたしません。何卒日數も餘程限られておりますこと故豫じめ御執筆を願ひます。發刊豫定は七月一日です。

△尙學術雜誌發刊と同時に「千里山學報」はこれを「關西大學學報」に改めることになつて居ります。(編輯部)

不許複製

編輯兼發行人 霜村盛郷
印刷者 谷口黙次
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局

大正十一年六月十五日創刊
昭和四年五月十五日印刷
大正十一年五月十五日發行
大阪府北區上三丁目十五番地
關西大學學報局
大阪府北區上三丁目十五番地
福島學舎 關西大學
電話土佐堀 1004九
11月10日
大阪府外千里山
千里山學舎 關西大學
電話水田 111三



濕布より便利安全

使用法簡便

適度の温感を伴ひ長時有効
看護者の手数を省き得らる

肺炎、肋膜炎、氣管支カタル、中耳炎、耳下腺炎、扁桃腺炎、ロイマチス、神経痛、打撲痛、齒痛、肩凝、腰痛、月經痛、盲腸炎等に應用し効果確實副作用なし。

濕布の如く、二時間毎に交換の要なく、一日一―二回の塗布(貼布)にてよく消炎、鎮痛の効を奏します……患部の血行を良好にし、毒素の排除を促進して、濕布に優る効果があります。エキシカを塗布すれば患部は直に爽快を感じ、疼痛及不快感を軽減します。胸部の疾患に於ては呼吸困難を緩和し且つ安靜ならしめ、よく自然的の睡眠をなさしめます、之れ回復に向ふ第一歩であります。

100瓦 50 125瓦 75
250瓦 50 300瓦 1.75
500瓦 5.0

消炎劑

エキシカ

發賣元

株式會社 塩野義商店

大阪市東區道修町三丁目
東京市日本橋區岩附町四番地

N 144

UKIYODO S' CATALOGUE

Of Second-hand Books

會社と濟經

古本屋として朝夕に取扱ふ夥たしい本の數々の世界は凡てが未知未見際限果てしなきものがあります。店頭を去來する本の一つ一つを思ひあはする毎に、之を記録に書きこいめん希ひは多分の商賈氣から割出されたにしても、著者に對する敬虔なる心持が私共を刺戟し熄まざる限り出來そうにありません。

私共の經濟と社會はこの心持の貧しい所産ですが既に二、三、四號に亘り法律、經濟、社會等關係書を約一千二百部御紹介して居ります。之が文献探索上些少の御役に立ちその中から多年御求めの書籍が御理解ある皆様の研究室へ有益に引取られん事をぞ此上念願してやみません。



『經濟と社會』

第四號 創業三周年記念號(四六版全九二頁)

内容目次

- 一、古本屋に關する隨筆(三編)
- 二、學生飯屋禮讚(パリ學生街のおもいで) 岩崎卯一教授
- 三、經濟と社會、書目、第一部、第二部
- 四、二、三、四號を取合せて御希望の方は實費四十錢戴きます。殘數五十組限

大阪 櫻橋 交叉點 東

第五號 六月發行

うきよ堂書房